

第5次山梨県配偶者等からの暴力の防止及び  
被害者の保護等に関する基本計画

(素案)

**取扱注意**

令和6年 月

山梨県



# 目 次

## 第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨	1
2 基本理念	3
3 計画の位置づけ	3
4 計画の期間	3
5 計画の策定と進行管理	3

## 第2章 本県の配偶者等からの暴力の現状

1 配偶者等からの暴力に関する相談状況等	4
2 配偶者等からの暴力に対する県民の意識	8

## 第3章 計画の内容

1 基本的な考え方	12
2 基本目標	13
3 施策の体系	14
4 具体的な施策	
基本目標Ⅰ 配偶者等からの暴力を許さない社会づくりの推進	
重点目標1 配偶者等からの暴力を許さないという県民意識の醸成	15
重点目標2 配偶者等からの暴力被害発見への取組の充実	18
重点目標3 若年層等への教育及び周知・啓発の推進	21
基本目標Ⅱ 被害者の立場に立った相談・保護体制の充実	
重点目標4 誰もが安心して相談できる環境の整備	26
重点目標5 外国人・障害者・高齢者・性的マイノリティ等への配慮	33
重点目標6 被害者への配慮	35
重点目標7 多様なケースに対応できる相談員等の資質向上	37
重点目標8 緊急時の安全確保及び一時保護の充実	39
重点目標9 こどもに対する適切な支援の実施	41
重点目標10 保護命令に対する適切な支援と対応	43
基本目標Ⅲ 自立に向けた切れ目のない支援の充実・強化	
重点目標11 被害者に寄り添った包括的な支援	45
重点目標12 就業支援の充実	49
重点目標13 住宅確保に係る支援の充実	51

基本目標Ⅳ 施策推進のための連携体制の強化

重点目標14 関係機関のネットワークの充実	53
重点目標15 市町村・国との連携強化	55
重点目標16 民間団体等との連携と協働	57
重点目標17 苦情の適切かつ迅速な処理体制の整備	59
重点目標18 調査研究の推進	60
5 数値目標	61

資料編

- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する関係機関連絡協議会設置要綱
- 山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画庁内検討委員会設置要綱
- DV被害者支援の主な流れ
- 相談窓口等一覧



「女性に対する暴力根絶のシンボルマーク」



「女性に対する暴力をなくす運動」  
(毎年11月12日～11月25日)

女性に対する暴力根絶のシンボル  
～パープルリボン～

# 第1章 計画の基本的事項

## 1 計画策定の趣旨

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」という。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

どのような形であっても、また、どのような理由があっても許されるものではありません。

このため、DVを防止し、被害者を保護するため、平成13年（2001年）4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。）が制定され、保護命令制度や都道府県配偶者暴力相談支援センターによる相談、一時保護等の取組が始まりました。

平成16年（2004年）12月、DVの定義拡大や保護命令制度の拡充の他、国による基本方針の策定や都道府県による基本計画の策定が義務付けられる法改正が行われたことを受け、本県においても、平成17年（2005年）12月に「山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」（以下、「DV防止計画」という。）を策定し、総合的な施策を推進してきました。

その後、複数回にわたるDV防止法の改正や、国の基本方針を踏まえ、DV防止計画も数回にわたり改定を実施しており、現在は「第4次DV防止計画」（計画期間：平成31年度（2019年度）～令和5年度（2023年度））に基づき、関係機関と連携を強化しながら、DVを許さない社会の実現を目指して様々な施策を推進しています。

このたび、現行計画の計画期間が満了することから、令和2年（2020年）および令和5年（2023年）のDV防止法一部改正の趣旨を踏まえ、引き続き総合的かつ効果的な施策を推進するため、「第5次山梨県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」を策定することとしました。

## ◆◆◆ 本計画における定義等 ◆◆◆

### ◆ 「配偶者」「配偶者等」とは

DV防止法に規定する「配偶者」には、婚姻の届出をしていない、いわゆる「事実婚」の場合や、離婚後（事実上離婚したと同様の事情に入ることを含みます。）も引き続き暴力を受ける場合も含まれます。平成25年度（2014年度）の法改正で「生活の本拠を共にする交際相手・元交際相手」についても法律が準用されることとなりました。

山梨県では、法律の根拠を必要としない様々な施策については、夫婦間や生活の本拠を共にする交際相手間の暴力だけではなく、恋人等の親しい関係間における暴力（以下「デートDV」という。）を含め対応しているため、本DV防止計画では、法の対象となっていない恋人等を含む場合には「配偶者等」と表記します。

### ◆ 「配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス DV）」とは

「配偶者等からの暴力」とは、「身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」を指します。つまり、「殴る」「蹴る」といった身体に対する暴力だけではなく、「人格を否定するような暴言を吐く」「大切にしているものを壊したり、捨てたりする」「交友関係を細かく監視する」などの精神的暴力や、「邀任に協力しない」「性行為を強要する」などの性的暴力、「生活費を渡さない」などの経済的暴力も含まれます。

なお、保護命令制度については、「身体に対する暴力」「生命・身体に対する脅迫」「自由・名誉・財産に対する脅迫」が対象となります。警察官による被害の防止及び警察本部長等の援助に関する規定については、「身体に対する暴力」が対象となります。

### ◆ 「配偶者暴力相談支援センター」とは

平成13年（2001年）4月にDV防止法が制定され、保護命令制度や都道府県配偶者暴力相談支援センターによる相談、一時保護等の取組が始まりました。

配偶者暴力相談支援センターとは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、相談や相談機関の紹介、カウンセリング、被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護、自立して生活することを促進するための情報提供その他の援助、被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助、保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助を行う施設です。

県では、平成14年（2002年）4月に女性相談所（R6.4.1～女性相談支援センター）を中心的な配偶者暴力相談支援センターとして位置づけ、被害者からの相談対応、一時保護等を実施することとしました。また、平成18年（2006年）4月には男女共同参画推進センター（ぴゅあ総合）を相談対応を行う補完的な配偶者暴力相談支援センターとして位置づけ、相談体制の強化を図っています。

## 2 基本理念

DV防止法の基本的考え方に基づき、次のような社会を目指し、施策を推進していきます。

- ① 個人の尊厳が尊重され、配偶者等からの暴力を容認しない社会
- ② 配偶者等からの暴力を受けた被害者が適切な保護や支援を受けることのできる社会
- ③ 配偶者等からの暴力を受けた被害者が自立し、安心して暮らすことのできる社会

## 3 計画の位置づけ

本計画は、DV防止法第2条の3第1項の規定に基づき国の基本方針に即して策定し、本県におけるDVの防止及び被害者の支援に関する施策を総合的に実施するものです。

また、本計画はDVの防止及び被害者の保護について、県、市町村、地域、関係機関・団体などが相互に連携・協力して積極的な取組を行うためのものです。

なお、施策の推進にあたっては、「第5次山梨県男女共同参画計画」及び「やまなし困難な問題を抱える女性への支援計画」との整合性を図っていきます。

## 4 計画の期間

計画の期間は、令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年間とします。

ただし、計画の期間内であっても、大規模な法改正や国の基本方針の見直しが行われた場合や、新たに盛り込むべき事項が生じた場合など、状況の変化等を勘案し、必要に応じて見直すこととします。

## 5 計画進行管理

この計画の推進にあたっては、毎年度、「山梨県男女共同参画審議会」に実施状況を報告するとともに、行政機関・関係機関・民間団体等で構成される「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する関係機関連絡協議会」（以下、「関係機関連絡協議会」という。）での意見交換・情報共有・連携を図りながら進行管理を行います。

# 第2章 本県の配偶者等からの暴力の現状

## 本県の現状

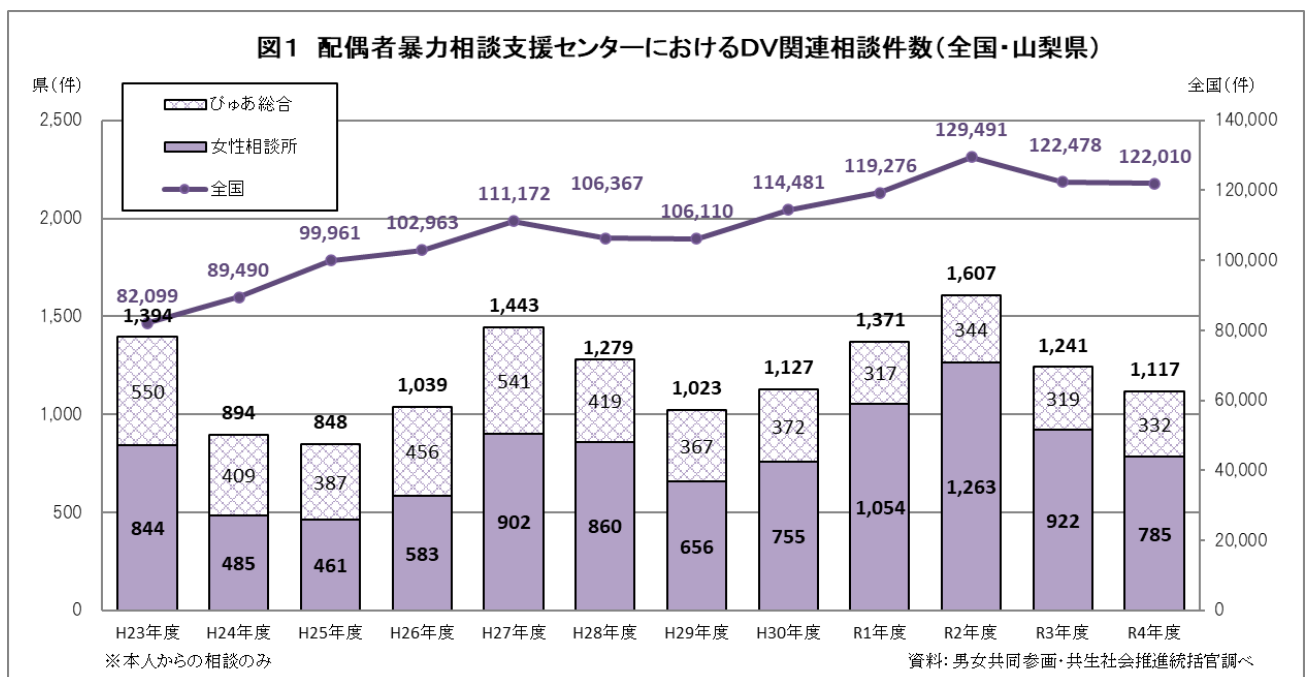
- 配偶者暴力相談支援センターへのDVに関する近年の相談件数は年間 1,000 件以上  
外国人、障害者、高齢者等からの相談（属性多様）  
交際相手からの暴力に関する相談も一定数（デートDV）
- 一時保護を行った被害者の半数以上は子どもを同伴
- 夫婦間の暴力の現場を2割近くの子どもの目撃
- DVを受けていながらも「どこ（だれ）」にも相談していない人が半数
- 精神的暴力がDVであるという認識が希薄
- 男女間の暴力の防止に対する主な県民ニーズは、  
「身近な相談窓口の増加」や「家庭や学校における教育」
- DV防止計画の策定市町村数は 21 市町村（R6.3 現在）

## 1 配偶者等からの暴力に関する相談状況等

### (1) 相談の状況

#### ① 配偶者暴力相談支援センターへの相談状況

県では、DV防止法に基づき、女性相談所、男女共同参画推進センターぴゅあ総合の2施設を配偶者暴力相談支援センターとして位置づけています。県の配偶者暴力相談支援センターで受けたDVに関する相談件数は、平成26年度以降は年間1,000件を超える高い件数で推移しています。また、全国においても令和2年度に過去最高となり、高水準で推移しています。〈図1〉





※件数は延べ件数、本人からの相談のみ

図2：山梨県における相談の内訳（令和4年度）

DVに関する被害者と加害者との関係 ※加害者との関係別構成割合（下記グラフ参照）

	合計	内訳(男女別)			内訳(加害者との関係)					
		女性	男性	その他	配偶者			離婚済	生活の本拠を共にする(した)	
					婚姻の届出あり	婚姻の届出なし	届出有無不明		交際相手	元交際相手
来所	245	242	3	0	158	4	0	83	0	0
電話	872	859	13	0	712	7	3	143	7	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	1,117	1,101	16	0	870	11	3	226	7	0

相談者の年齢 ※年齢別構成割合（下記グラフ参照）

性別	施設名	区分/年代	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	不明	合計
女性	女性相談所	来所	1	17	48	45	24	8	0	0	143
		電話	1	35	144	159	80	67	0	140	626
	びゅあ総合	来所・電話	0	8	77	135	73	16	20	3	332
男性	女性相談所	来所	0	0	0	3	0	0	0	0	3
		電話	0	1	1	3	2	0	0	6	13
	びゅあ総合	来所・電話	0	0	0	0	0	0	0	0	0
全体	全体	合計	2	61	270	345	179	91	20	149	1,117

「びゅあ総合」…男女共同参画推進センターびゅあ総合

障害者である被害者からの相談件数

	合計	内訳(男女別)			内訳(障害内容)				
		女性	男性	その他	知的障害	精神障害	身体障害		その他の障害
							聴覚・平衡機能	肢体不自由	
来所	17	17	0	0	0	12	1	4	0
電話	42	42	0	0	0	34	2	5	1
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	59	59	0	0	0	46	3	9	1

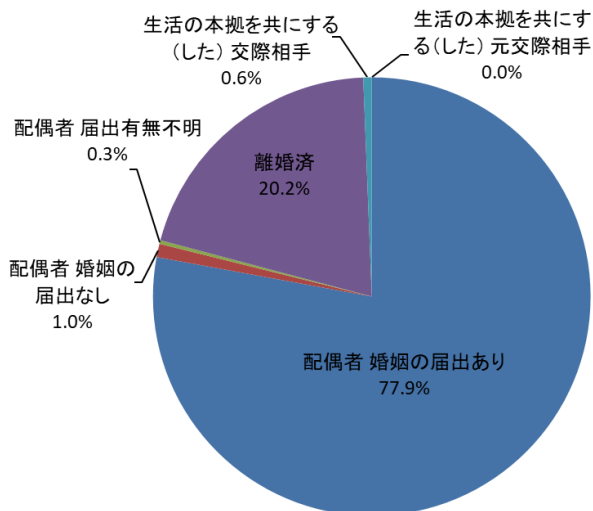
日本語が十分に話せない被害者からの相談件数

	合計	内訳(男女別)			内訳(言語)		
		女性	男性	その他	タイ語	韓国語	中国語
来所	6	6	0	0	2	2	2
電話	5	5	0	0	2	2	1
その他	0	0	0	0	0	0	0
合計	11	11	0	0	4	4	3

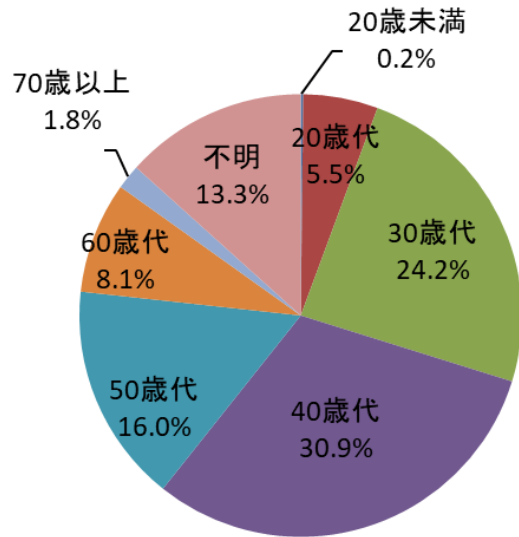
交際相手からの暴力に関する相談件数

合計	女性	男性	その他	うち通報
31	22	0	0	4

加害者との関係別構成



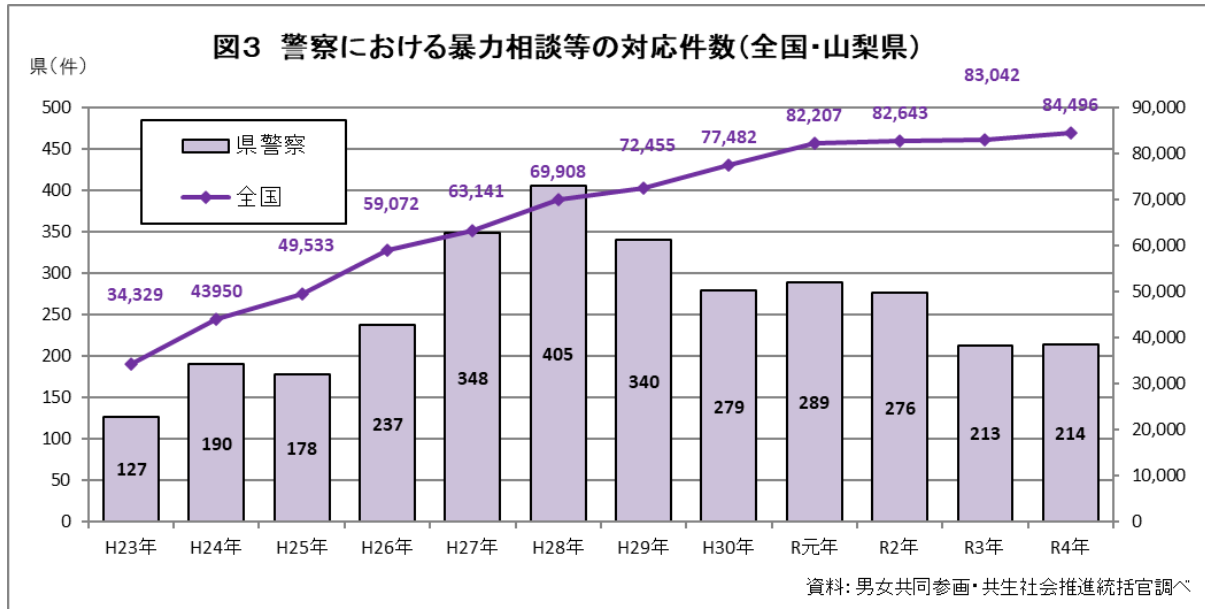
相談者の年齢別構成



資料:男女共同参画・共生社会推進統括官調べ

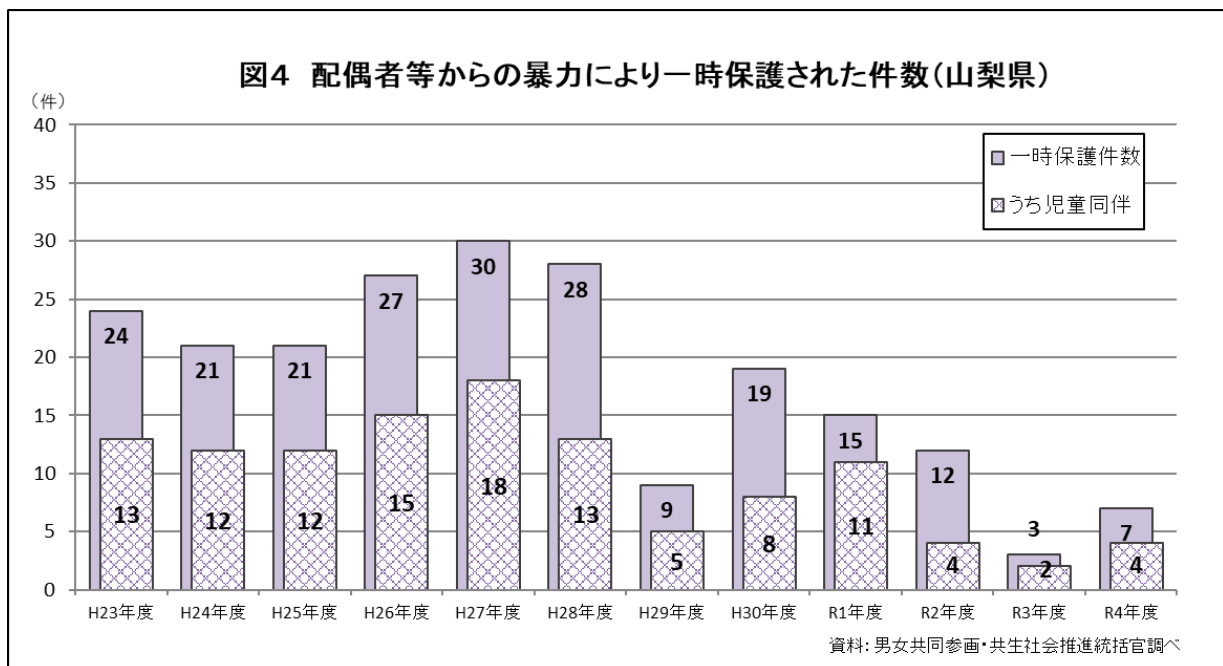
## ② 警察における対応状況

DVに関する相談等は、警察の総合相談室や各警察署でも対応しています。警察がDV等に関する相談を受け対応した件数は、平成28年を境に減少し、近年は200件台で推移しています。一方、全国における対応件数は増加傾向にあります。〈図3〉



## (2) 一時保護の状況

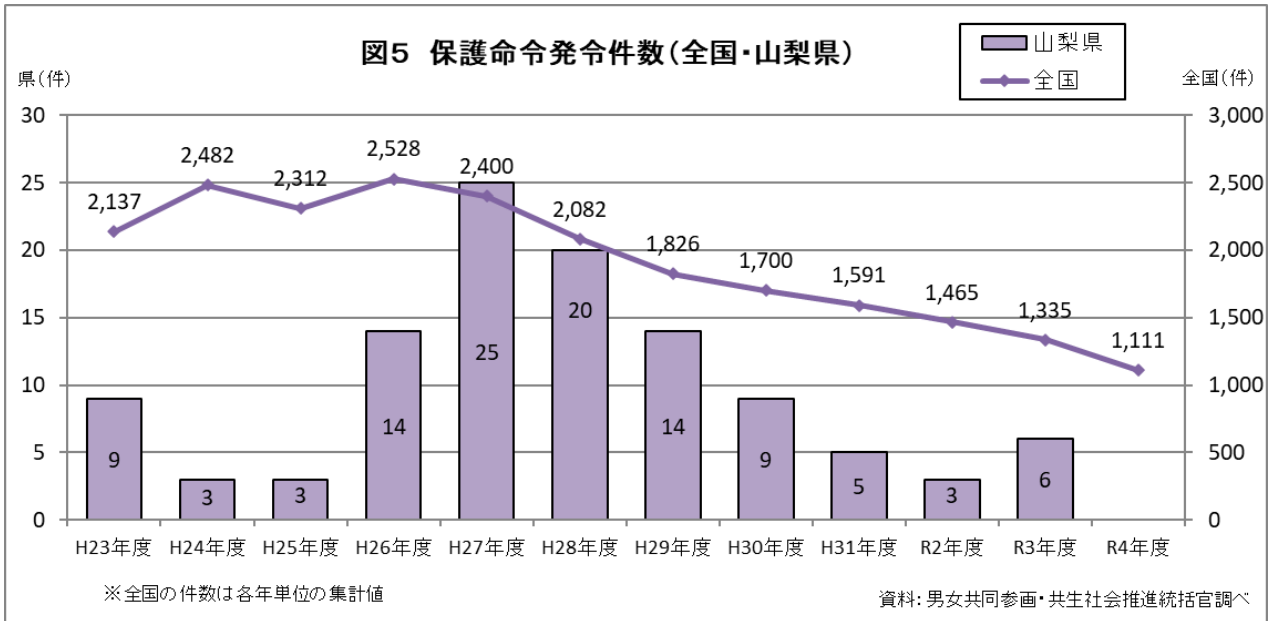
緊急に保護を必要とする場合には、被害者本人の意思に基づき、被害者及び同伴する家族の一時保護<sup>※1</sup>を行い、傷ついた心身の健康を回復させるためのケア等、必要な支援を行っています。近年、DVを理由とする一時保護は減少傾向にありますが、子どもを同伴する割合は半数以上という傾向にあります。〈図4〉



※1 一時保護とは…被害者及び同伴する家族が専用の施設で安全に生活を送れるよう女性相談所で一時的に行う保護です。

### (3) 保護命令の状況

甲府地方裁判所管内で出された保護命令※2 件数は、平成 27 年度以降、減少傾向にあります。また、全国における推移も減少傾向にあります。〈図5〉



※2 保護命令とは、配偶者や生活の本拠を共にする交際相手からの身体に対する暴力等を防ぐため、被害者の申立てにより裁判所が加害者に対し被害者へのつきまとい等をしてはならないこと等を命ずる命令です。

保護命令には、申立人への接近禁止命令、申立人への電話等禁止命令、申立人の子への接近禁止命令、申立人の子への電話等禁止命令、申立人の親族等への接近禁止命令、退去命令の6つの種類があります。

## 2 配偶者等からの暴力に対する県民の意識

令和2年度に県が実施した男女共同参画に関するアンケート調査（以下「県政モニター」という。）において、現在配偶者がいる人及び過去に配偶者がいた人（女性152人、男性123人）に、DVの実態等について質問しました。

### (1) 配偶者からの被害経験等

令和2年度県政モニターによると、現在配偶者がいる人及び過去に配偶者がいた人275人（女性152人、男性123人）のうち、配偶者から何らかの暴力を受けた経験があると回答した人は、女性40.8%、男性17.1%という状況にあります。また、暴力の現場を子どもが目撃していたケースは2割近く、被害者の相手方が子どもに同じような行為をしたケースも1割を超えています。〈図6〉

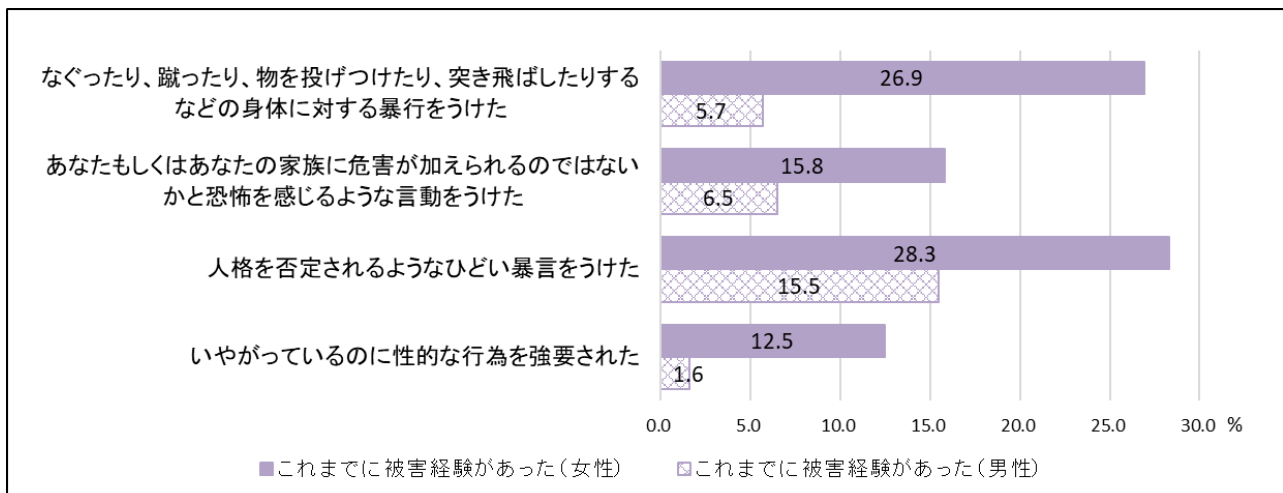
図6：配偶者から何らかの暴力を受けた経験があると回答した人（山梨県）

性別	質問対象 人数 (A)	DV被害の経験が ある人 (B)	命の危険を感じた ことがある (C)	子どもが目撃して いた (D)	子どもに同じよう な行為をした (E)
女性	152人	62人 (40.8%)	7人 (11.3%)	10人 (16.1%)	10人 (16.1%)
男性	123人	21人 (17.1%)	0人 (0.0%)	4人 (19.0%)	1人 (4.8%)
全体	275人	83人 (30.2%)	7人 (8.4%)	14人 (16.9%)	11人 (13.3%)

資料：男女共同参画・共生社会推進統括官「令和2年度 男女共同参画に関するアンケート調査」

- (A)：調査で既婚（事実婚含む）、離別、死別と回答した人
- (B)：身体に対する暴行、脅迫的な言動、人格を否定するような暴言、性的行為の強要のいずれか一つまたは複数の行為による被害を受けたことがあると回答した人（実人数）
- (C)：(B)欄のうち相手の行為によって命の危険を感じたことがある
- (D)：(B)欄のうち行為を受けた時に18歳未満の子どもが目撃していた
- (E)：(B)欄のうち、その相手が18歳未満の子どもに同じような行為をしたことがある

図7：暴力の行為別に見た男女別被害状況

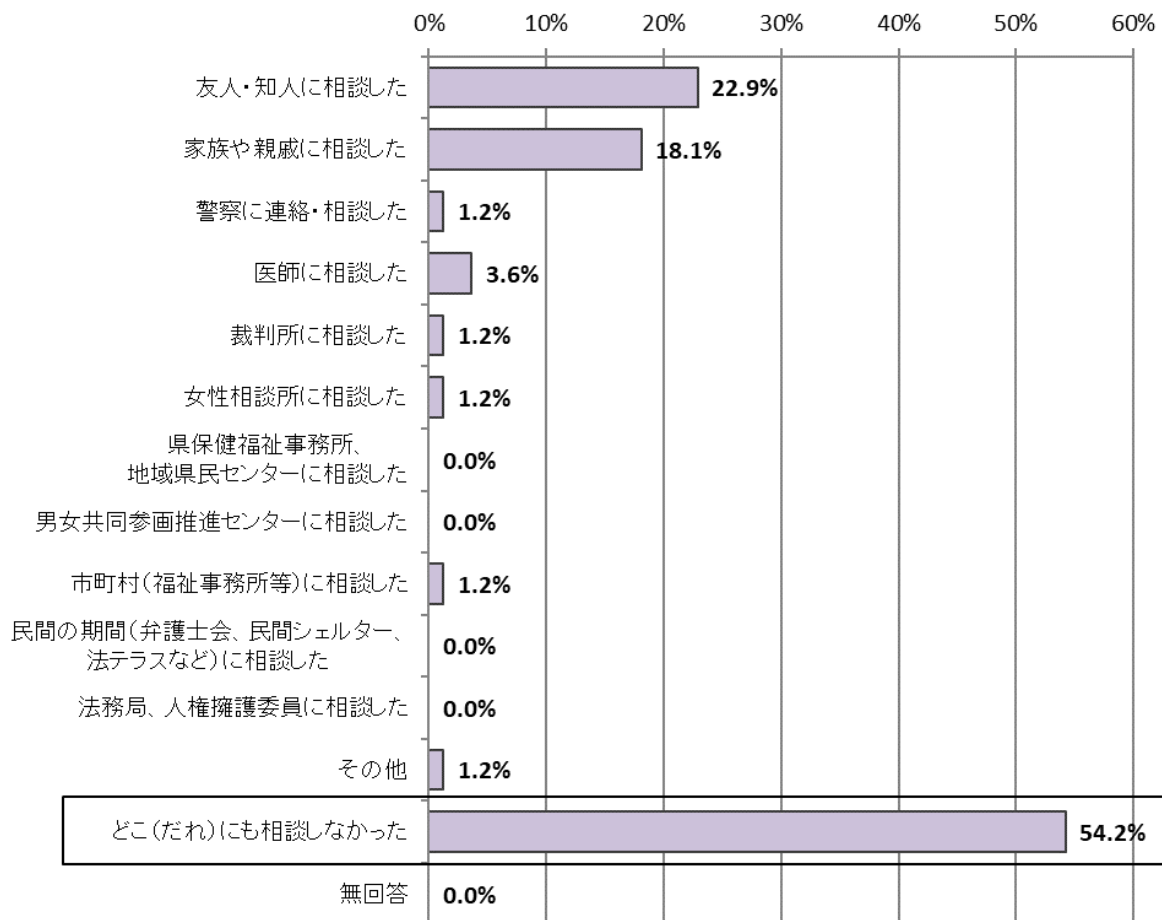


資料：男女共同参画・共生社会推進統括官「令和2年度 男女共同参画に関するアンケート調査」

## (2) 配偶者から暴力を受けた場合の相談先

配偶者から受けた行為については、「どこ（だれ）にも相談しなかった」が54.2%と最も多いことから、いまだ潜在的な被害が多いことが伺えます。また、相談先としては「友人・知人」に相談した人が22.9%と最も多く、ついで「家族・親戚」が18.1%となっています。配偶者暴力相談支援センター（女性相談所、男女共同参画推進センター）や警察等の公的機関への相談は少ない状況です。〈図9〉

図9：配偶者からうけた行為の相談先

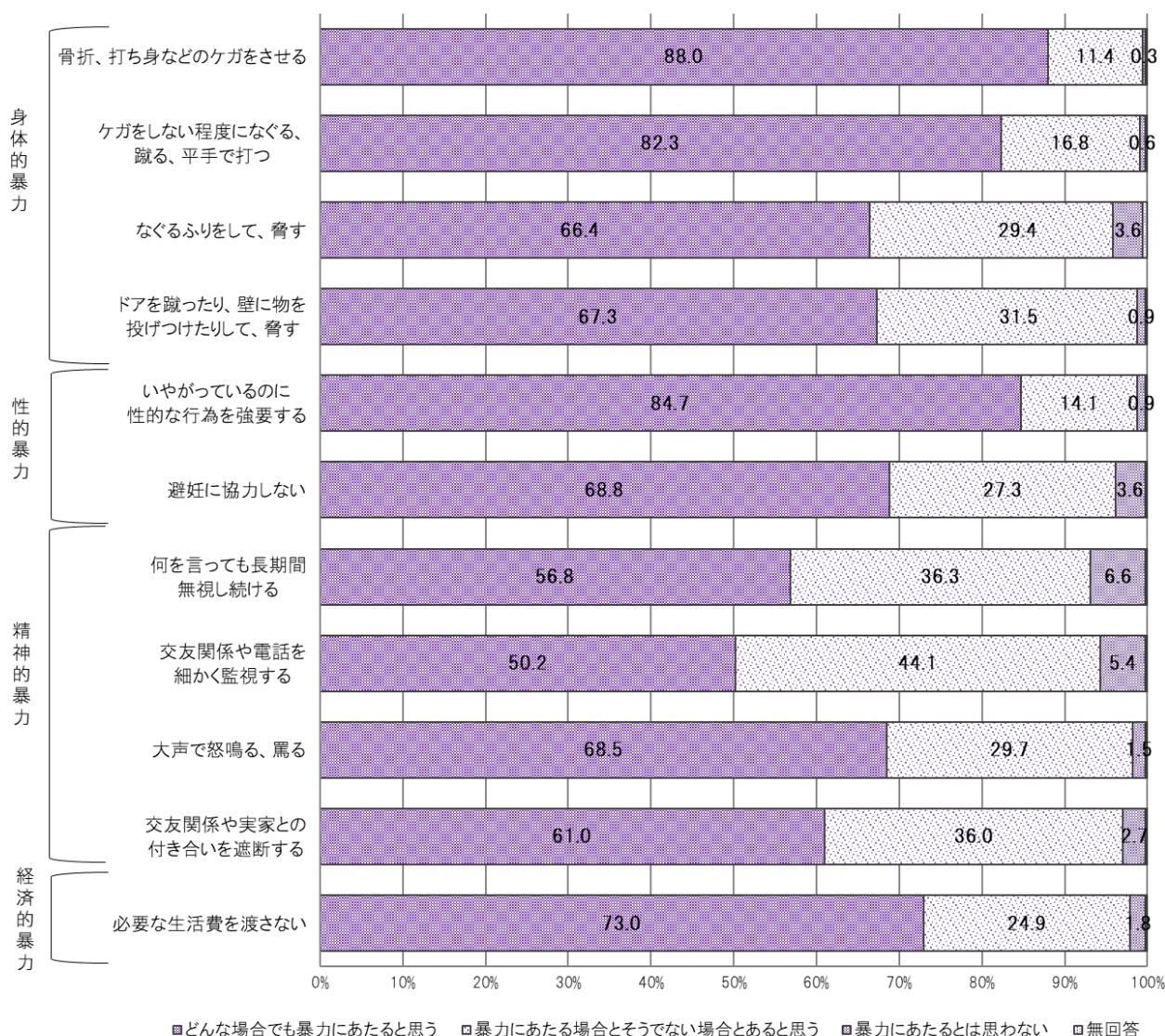


資料:男女共同参画・共生社会推進統括官「令和2年度 男女共同参画に関するアンケート調査」

### (3) 配偶者からの暴力に関する認識

「骨折、打ち身などのケガをさせる」や「ケガをしない程度になぐる、蹴る、平手で打つ」などの身体的暴力については、80%を超える人が暴力であると認識している一方で、「何を言っても長期間無視し続ける」や「交友関係や電話を細かく監視する」などについては、どんな場合でも暴力にあたると思う人が50%台である状況です。精神的暴力については身体的暴力に比べて暴力であるという認識が低いなど、暴力の種類によって暴力に対する認識に差があります。〈図10〉

図10：配偶者からの暴力に関する認識

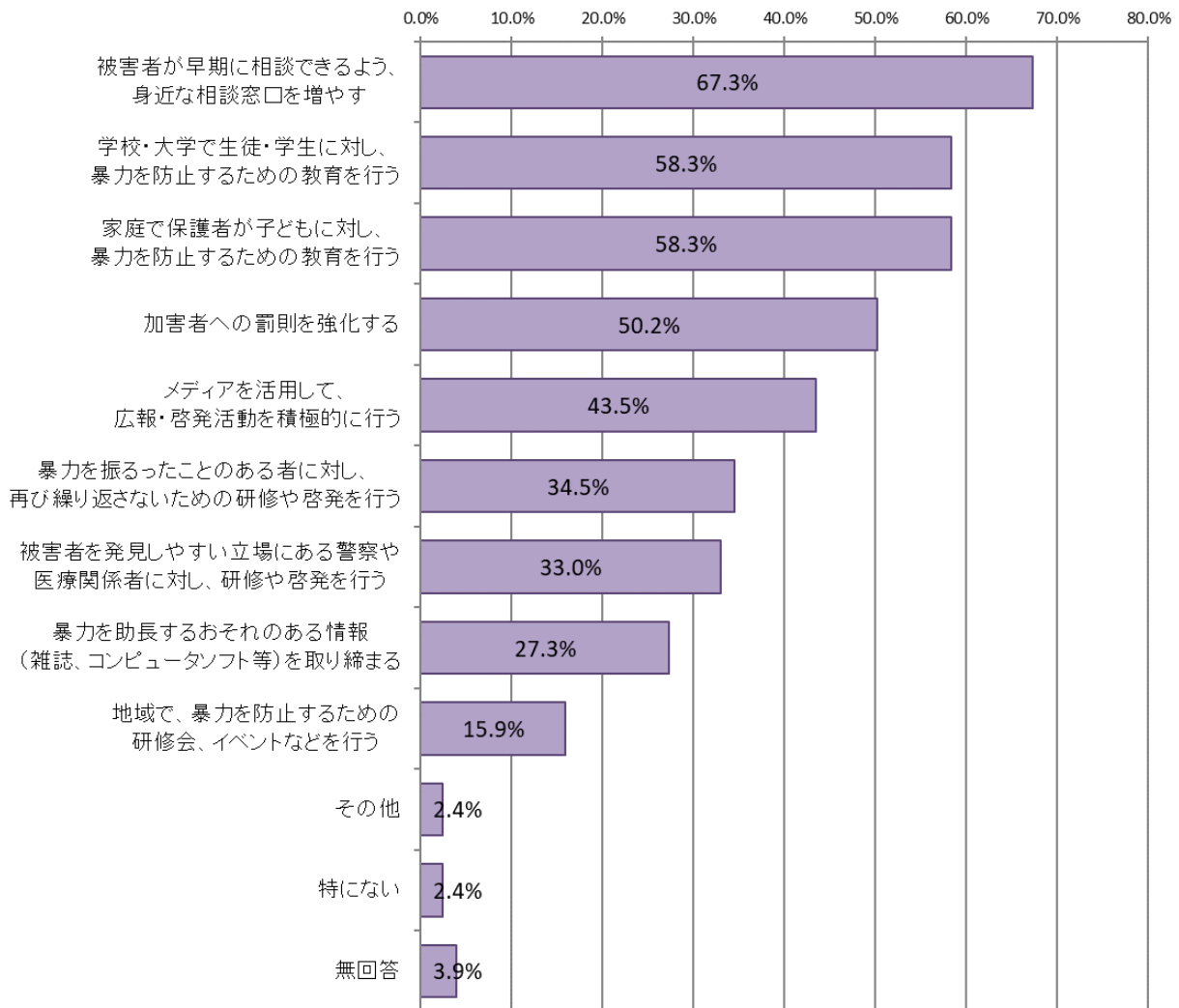


資料：男女共同参画・共生社会推進統括官「令和2年度 男女共同参画に関するアンケート調査」

#### (4) 暴力を防止するために必要だと思うこと

男女間における暴力を防止するために必要なこととしては、「被害者が早期に相談できるよう身近な相談窓口を増やす」という回答が最も多く、続いて、「学校・大学で生徒・学生に対し、暴力を防止するための教育を行う」、「家庭で保護者が子どもに対し、暴力を防止するための教育を行う」という教育の必要性を指摘する回答が多くなっています。〈図11〉

図11：男女間における暴力を防止するためには、どのようなことが必要だと思うか



資料：男女共同参画・共生社会推進統括官「令和2年度 男女共同参画に関するアンケート調査」

#### (5) 市町村におけるDV防止計画の策定状況

平成19年の法改正により、市町村においてもDV防止計画の策定が努力義務とされました。県内市町村においては、令和5年度末現在では21市町村が策定済です。

## 第3章 計画の内容

### 1 基本的な考え方

DV防止に向けては、これまでDV防止計画に基づきDV等の防止に向けた周知・啓発や2ヶ所の配偶者暴力相談支援センターを中心に関係機関が連携し、相談・支援の充実等に努めてきたことにより、徐々にDV等防止に関する理解や相談機関等の周知が図られてきています。

しかし、DVを受けていながらも、どこ（だれ）にも相談していない人が半数近くいることや、本人はもとより周囲の家族や友人などを含めて、精神的暴力や性的暴力、経済的な暴力もDVであるという認識が十分でない等の現状があります。

また、家庭内の身近な間柄だけでなく恋人間での暴力もDVと位置付けられますが、親しい間柄である故に外部からの発見が困難で潜在化しやすい傾向があり、また、羞恥心や恐怖心から被害を訴えることを躊躇することもあるため、被害を受けたり被害を発見した場合には、安心して相談機関等へつなぐことができるよう、相談機関等について広く県民に知っていただくことが重要です。

さらに、複数の問題を抱える被害者の存在や相談内容の複雑化、男性、外国人、障害者、高齢者、性的マイノリティ等、多様な被害者への対応の重要性が高まっているという実態もあります。そのため、あらゆる被害者のそれぞれの状況に応じた適切な支援を行うため、相談員等の資質向上を図ることが必要です。

加えて、一時保護される被害者の半数以上が子を同伴していることや夫婦間の暴力の現場を目撃しているこどもが2割近くおり、DVの目撃はこどもへの心理的虐待にあたるるとともに直接こどもが暴力の対象となる事例もあることから、DVと密接な関連があるとされる児童虐待を防止し被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき機関として児童相談所が法文上明確化されたことや、同伴する子に対する学習支援や心身のケアに取り組むことが重視されています。

そして、度重なる暴力により心身に大きなダメージを負った被害者が、相談や一時保護を終えた後、心身を回復し自立して生活できるよう、切れ目なく被害者に寄り添った包括的な支援を行っていくことが求められています。

このため、本計画では、これまでの取り組み、近年の「DV防止法」一部改正の趣旨、令和5年に成立した「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の趣旨も鑑み、配偶者等からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等を図るため、4つの基本目標と18の重点目標を設定し、各施策を総合的に展開することにより、被害にあわれた方の安全確保と安心して心身の健康の回復に取り組める環境を整備しつつ、県民一人ひとりがDVの問題について関心を深め、社会全体で「DVを許さない社会の実現」を目指します。



## 2 基本目標

第1章で掲げた基本理念の実現に向け、第4次DV防止計画と同様に次の4つの基本目標を定めます。

### **基本目標Ⅰ 配偶者等からの暴力を許さない社会づくりの推進**

DV被害の潜在化やDVについての認識が不足していることなどの現状から、県民に対する意識啓発を推進し、被害の早期発見を図り、DVを容認しない社会の実現を目指します。

### **基本目標Ⅱ 被害者の立場に立った相談・保護体制の充実**

DV相談件数が依然として高い件数で推移していることや、多様なDV被害者への配慮が必要とされていることなどの現状から、誰もが安心して相談することができ、迅速に安全・適切な保護を図れるよう、被害者に寄り添った相談・保護体制の充実に努めます。

### **基本目標Ⅲ 自立に向けた切れ目のない支援の充実・強化**

被害者のこどもへも影響があることや、被害者が一時保護後等に孤立してしまうこと、度重なる暴力により被害者は心身に大きなダメージを負い、自立への阻害要因となっていることなどの現状から、被害者に寄り添い、自立に向けて切れ目のない包括的な支援の強化・充実に努めます。

### **基本目標Ⅳ 施策推進のための連携体制の強化**

基本目標Ⅰ～Ⅲを実施するためには、一つの機関だけで対応することは困難であるため、幅広い分野にわたる関係機関がそれぞれの強みを生かし、効果的に施策を推進できる連携体制の強化を図ります。

### 3 施策の体系

本計画では、4つの基本目標の下に18の重点目標を設定し、さまざまな施策を推進していくこととします。

基本目標	重点目標	施策の方向
<b>I 配偶者等からの暴力を許さない社会づくりの推進</b>	1 配偶者等からの暴力を許さないという県民意識の醸成	(1) 配偶者等からの暴力の防止に向けた効果的な意識啓発の実施
	2 配偶者等からの暴力被害発見への取組の充実	(1) 早期発見に向けた体制づくり (2) 通報への適切な対応
	3 若年層等への教育及び周知・啓発の推進	(1) 若年層に対する意識啓発の推進 (2) 教職員や警察、行政職員等への研修会の実施 (3) 学校における教育等の実施
<b>II 被害者の立場に立った相談・保護体制の充実</b>	4 誰もが安心して相談できる環境の整備	(1) 相談につなげる体制強化 (2) 配偶者暴力相談支援センターの機能強化 (3) 女性相談支援員等による適切な支援 (4) 警察における支援 (5) 地域における相談体制の充実
	5 外国人・障害者・高齢者・性的マイノリティ等への配慮	(1) 外国人・障害者・高齢者・性的マイノリティ等への対応の充実
	6 被害者への配慮	(1) 被害者の立場に立った対応・情報保護の徹底
	7 多様なケースに対応できる相談員等の資質向上	(1) 相談員等の資質向上のための取組実施 (2) その他職員に向けジェンダーの視点を取り入れた研修の実施
	8 緊急時の安全確保及び一時保護の充実	(1) 緊急時における安全の確保 (2) 一時保護体制の充実
	9 こどもに対する適切な支援の実施	(1) 心理的ケア体制の整備と学習支援等の充実 (2) こどもが安心して生活できる環境整備
	10 保護命令に対する適切な支援と対応	(1) 保護命令制度への対応
<b>III 自立に向けた切れ目のない支援の充実・強化</b>	11 被害者に寄り添った包括的な支援	(1) 福祉制度を活用した支援の実施 (2) 被害者の自立に向けた切れ目のない支援 (3) 民間団体等と連携した包括的・継続的な支援 (4) 被害者のこどもが安心して暮らせるための支援 (5) その他被害者への適切な情報提供・連携
	12 就業支援の実施	(1) 就業支援機関の活用 (2) 就業に向けた情報提供・助言
	13 住宅確保に係る支援の充実	(1) 住宅への入居支援
<b>IV 施策推進のための連携体制の強化</b>	14 関係機関のネットワークの充実	(1) 関係機関連絡協議会等の充実 (2) 被害者支援のためのネットワークの強化
	15 市町村・国との連携強化	(1) 市町村における施策推進のための情報提供・支援 (2) 国の施策の情報提供・連携
	16 民間団体等との連携と協働	(1) 民間団体等との連携の促進 (2) 民間団体等と連携した人材の育成
	17 苦情の適切かつ迅速な処理体制の整備	(1) 苦情の適切かつ迅速な処理
	18 調査研究の推進	(1) 被害者保護に関する調査 (2) 加害者更正に向けた調査研究

## 4 具体的な施策

### 基本目標Ⅰ 配偶者等からの暴力を許さない社会づくりの推進

#### 【重点目標1】配偶者等からの暴力を許さないという県民意識の醸成

##### 現状と課題

DVを許さない社会を実現するためには、性別や年齢等を問わず県民一人ひとりがDVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることを理解し、いかなる暴力も絶対に許さない、見過ごさないという意識を共有することが大切です。

DV防止に関しては、これまで講演会や研修会等の開催、啓発パンフレット等の配布、企画展示、出前講座の実施など、広く県民に周知啓発を行っているところです。

しかしながら、身体的暴力に比べ、精神的暴力、経済的暴力及び性的暴力については依然として暴力であるという認識が低い傾向にあり、DVに関する正しい認識が、県民に十分に浸透しているとは言えません。

県民一人ひとりのDV防止に対する理解を深め、DVを許さない社会を実現していくためには、今後もあらゆる機会を活用し、関係機関と連携して広く周知啓発を行う必要があります。

また、被害者は女性だけでなく男性の場合もあることや、外国人、障害者、高齢者、性的マイノリティなど多様な被害者がいることを併せて周知する必要があります。

#### 配偶者等からの暴力の防止に向けた効果的な意識啓発の実施

##### ■ 多様な広報媒体を活用した周知・啓発

- ・ テレビ、ラジオ、ホームページ、広報誌、SNSなどの多様な広報媒体を活用し、DV被害、またDV加害の防止に向けた周知や啓発を行い、DVはダメ・DVを許さないという県民意識の醸成を図ります。

(男女共同参画・共生社会推進統括官)

##### ■ 啓発パンフレット等の作成及び配布

- ・ パンフレットや相談機関等を掲載したカードを学校や病院、関係機関等へ配付するとともに、講演会やイベント等あらゆる機会を捉えて配布し、周知を図ります。

(男女共同参画・共生社会推進統括官)

### ■ 「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心とした広報啓発

- ・ 「女性に対する暴力をなくす運動」の期間（毎年11月12日から11月25日）に、企画展示やライトアップ等、各種広報啓発を集中的に実施します。

（男女共同参画・共生社会推進統括官）

### ■ 学習機会等の提供

- ・ DV防止に関する県民向け啓発講演会や講座等を開催し、DV防止に関する理解促進を図ります。講演会や講座の開催にあたっては、市町村や関係機関等と連携し、県民に広く情報提供を行います。

（男女共同参画・共生社会推進統括官）

### ■ 地域等における周知・啓発の促進

- ・ 市町村に対して、DV防止に向けた情報提供を行い、地域住民への普及啓発を積極的に行うよう働きかけるとともに、各市町村の男女共同参画推進委員等を通じ、パンフレット等を活用して地域住民への周知・啓発を行うよう促します。

（男女共同参画・共生社会推進統括官）

- ・ 男女共同参画推進センターは、地域におけるDV防止に向けた理解の促進を図るため、DVやデートDVの防止にスポットをあてた出前講座を実施する等の周知・啓発を行います。

（男女共同参画・共生社会推進統括官）

- ・ 関係機関等と連携して、外国人、障害者、高齢者、性的マイノリティ等の多様な被害者に向けた効果的な情報提供に努めます。

（男女共同参画・共生社会推進統括官）

ひろげる・つなげる・むすびあう

## やまなしパープルリボンプロジェクト



「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心として関係機関や民間機関（団体）等と連携し、県民への企画展をはじめとする周知・啓発や県民向け講演会、教職員向け研修会の開催など、様々な取り組みをしています。



DV防止啓発の一環として、パープルリボンに合わせて紫色にライトアップした県庁舎



パープルリボンを使ったツリーやパネルを展示した企画展  
(男女共同参画推進センターぴゅあ総合)

### 女性に対する暴力をなくす運動期間（毎年11月12日～11月25日）中の取組一例

#### <県民を対象にしたDV防止の講演会>



#### パートナーからの暴力(DV)に悩んでいませんか。



殴る・蹴る・髪を引っばる・大声で怒鳴る・交友関係を制限する・生活費を渡さない・悪言を繰り返す・性行為や中絶の強要などは、全て暴力です。  
ひとりで悩まず、まずはご相談下さい。  
We know that talking about domestic violence can be hard, but you are not alone.

相談機関は裏面をご覧ください **山梨県**



<DV防止啓発パンフレットと相談機関を掲載したカード>

## 【重点目標2】 配偶者等からの暴力被害発見への取組の充実

### 現状と課題

DVは家庭内などで行われることが多く、外部からの発見・介入が困難である上、被害者も加害者からの報復や家庭の事情等さまざまな理由から、支援を求めることをためらう事例もあります。

被害を深刻化させないためには、被害を発見しやすい立場にある医療関係者や教育機関、市町村、保健所、地域の民生委員・児童委員などによる早期発見に向けた体制づくりとともに、配偶者暴力相談支援センターや警察において通報を受けてからの対応が重要となります。

このため、啓発資料を作成し関係機関等へ配布するとともに、被害の早期発見と適切な対応が図られるよう研修等において周知を図っていますが、今後も引き続き、関係機関等に対し理解と協力を求めていく必要があります。

また、身体に対する暴力のほか、精神的暴力などの心身に有害な影響を及ぼす言動が行われている場面に遭遇した際、暴力を看過することなく、暴力の継続を防ぎ、加害者に知られないよう相談支援機関を教示することや配偶者暴力相談支援センターに通報することなどを広く県民に啓発し、被害者が適切に保護される社会的土壌を構築していくことが重要です。

通報を受けた配偶者暴力相談支援センターや警察においても、被害者の状況等を踏まえ、関係機関等の中で相互に連携を図っていく必要があります

### 早期発見に向けた体制づくり

#### ■ 県民への周知等

- 被害者を発見した場合には、その旨を配偶者暴力相談支援センターや警察に通報することができるよう、パンフレットや相談機関を掲載したカードを作成し、講演会やイベント等において通報の必要性や方法等について、広く県民へ周知します。

(男女共同参画・共生社会推進統括官)

- 潜在的な被害者の早期発見や被害の未然防止を図るため、母子保健地域組織である愛育会活動において、DVに関する知識と被害の早期発見、通報等への協力について周知や情報提供を行います。

(子育て政策課)

### ■ 医療機関等への周知等

- ・ 医療関係者等に対しては、被害者を発見したときの通報先や相談機関等についての啓発資料を配布するとともに、県医師会、県歯科医師会、県看護協会等を通じてDV防止啓発講演会への参加等についても情報提供を行います。

(男女共同参画・共生社会推進統括官)

- ・ 医療機関（病院、診療所、助産所等）においては、各種研修会等の機会を通じて従事者等に啓発パンフレット等を配布し、DVに関する知識と被害の早期発見、通報等への協力について周知や情報提供を行います。

(医務課)

### ■ 教育機関の連携・対応

- ・ 児童生徒の虐待発見からDV被害の発見・通報へつなげるため、校内における報告、連絡、相談体制を確立し、情報の共有を図るとともに、関係機関との連携強化に努めます。

(特別支援教育・児童生徒支援課)

- ・ 学校の教職員に対し、児童生徒の虐待に関する留意事項やDVの特性、こどもや被害者に対する配慮すべき事項等について周知徹底を図ります。

(特別支援教育・児童生徒支援課)

### ■ 市町村・保健所・教育機関、民生委員等の地域における見守り

- ・ 市町村、保健所、教育機関、民生委員・児童委員等に対し、パンフレットや相談機関を掲載したカード等を配付するとともに、研修会や講演会等を通じてDV被害の早期発見や通報について協力を働きかけます。

(男女共同参画・共生社会推進統括官)

- ・ DVの被害は養育環境等において乳幼児に与える影響が大きいことから、市町村や保健所における公衆衛生担当者等を対象とした研修会等において情報提供を行い、DV被害の早期発見、相談体制等の支援ができるように周知します。

(子育て政策課)

### ■ 見守り体制づくりに向けた連携

- ・ DVを未然に防止し、被害の早期発見から通報、相談、支援につなげていくため、関係機関連絡協議会や研修会等を通じ市町村、保健所、教育機関、民生委員・児童委員、民間団体等との連携強化に努めます。

(男女共同参画・共生社会推進統括官)

## 通報への適切な対応

### ■ 配偶者暴力相談支援センターにおける対応

- ・ 配偶者暴力相談支援センター（女性相談支援センター及び男女共同参画推進センターぴゅあ総合）へ被害者以外から通報があった場合には、通報者から被害者に配偶者暴力相談支援センターへの相談を促すよう協力を求めるとともに、被害者に対する危害が急迫している場合には、配偶者暴力相談支援センターは警察と連携して被害者の安全確保を図ります。

（男女共同参画・共生社会推進統括官、子ども福祉課）

- ・ 配偶者暴力相談支援センターは、児童虐待に当たると思われる場合は児童相談所等と連携し、高齢者虐待や障害者虐待に当たると思われる場合は市町村と連携して適切な支援を行います。

（男女共同参画・共生社会推進統括官、子ども福祉課）

- ・ 医療関係者からの通報があった場合には、配偶者暴力相談支援センターは、医療関係者と密接な連携を図り、適切に対応します。

（男女共同参画・共生社会推進統括官、子ども福祉課）

### ■ 警察における対応

- ・ 県・市町村関係部署や弁護士会、医師会、民間団体等のあらゆる関係機関と連携し、被害者の発見活動を推進します。

（警察本部）

- ・ 通報やパトロール等によりDVを認知した場合には、DV防止法をはじめとした各関係法令に基づき、「暴力の制止」、「被害者の保護」、「被害発生防止」、「事件化」のために必要な措置を講じます。

（警察本部）

- ・ 被害相談を受けた際には、危険性・切迫性の判断の参考に資するため「危険性判断チェック票」を活用した対応を行います。

（警察本部）



## 【重点目標3】 若年層等への教育及び周知・啓発の推進

### 現状と課題

内閣府が令和3年3月に公表した「男女間における暴力に関する調査」では、10代から20代に交際相手から暴力被害（いわゆるデートDV）を受けた人の割合は、身体的暴力だけでも女性が7.5%、男性が3.8%となっています。若年層における交際相手からの暴力は、身体や精神に深刻な影響を与えることが多く、また、望まない妊娠のリスクや将来にわたる暴力へとつながる可能性もあるため、予防に向けた若年層への教育や啓発等が重要です。

DVを未然に防ぐためには、学校・家庭・地域等において、人権尊重の意識を高める教育や男女平等の理念に基づく教育等を進めることが必要です。

また、人権教育においては、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動にまで現れるようにすること等が求められています。

これまで、デートDV防止のため、児童生徒・教職員に対する研修会等を実施してきましたが、今後も暴力の深刻化を防ぎ、将来にわたる暴力を未然に防止するため、若年層への教育・啓発についてより一層の充実と教職員や警察等職務関係者の理解の促進を図る必要があります。

### 若年層に対する意識啓発の推進

#### ■ 若年層に対する啓発の推進

- ・ 中学生、高校生及び大学生等の若年層を対象とした「デートDV防止パンフレット」を作成・配布するとともに、関係機関や民間団体等と協力して、若年層を対象とした講座を実施するなど、様々な方法・広報媒体を活用して周知・啓発を図ります。

(男女共同参画・共生社会推進統括官)

- ・ 「若年層の性暴力被害予防月間」や「女性に対する暴力をなくす運動」期間には、関係機関や民間団体との連携を図りながら、インターネット・SNS等の活用などにより、若年者に対して効果的な広報啓発を集中して実施します。

(男女共同参画・共生社会推進統括官)

- ・ 男女共同参画推進センターは、関係機関や民間団体と連携・協力して、デートDV防止のための出前講座を行うなど、DV防止に向け、正しい理解の促進を図ります。

(男女共同参画・共生社会推進統括官)

- ・ 女性相談支援センターは、関係機関からの要請に応じ講師派遣を行い、若年層への教育や啓発の必要性について周知を行います。

(子ども福祉課)

- ・ 看護師等養成所等にパンフレットを配布し、教員の協力を得て、将来の看護師等を目指す学生に対して周知啓発を行い、DV被害の未然防止に関する理解促進に努めます。

(医務課)

### ■ 保護者への理解の促進

- ・ 学校(学級)通信や広報を通じて、保護者に交際相手からの暴力(デートDV)防止を中心とした情報提供を行い、理解の促進を図ります。

(特別支援教育・児童生徒支援課)

## 教職員や警察、行政職員等への研修会の実施

### ■ 教職員を対象とした研修会の開催

- ・ ジェンダー平等の視点に基づいた教職員向けの研修会を開催し、児童・生徒・学生の「交際相手からの暴力(デートDV)」被害の未然防止等を図るとともに、文部科学省が推奨する「生命(いのち)の安全教育」に資する各学校での児童・生徒・学生向けの講座の開催について働きかけを行います。

(男女共同参画・共生社会推進統括官)

- ・ 高校においては、教職員を対象とした「いじめ、暴力、デートDV等」に関連する研修会の開催や学校訪問を通じて、生徒の道德意識を高める教育を実施します。

(特別支援教育・児童生徒支援課)

### ■ 警察、行政職員等への研修会の実施

- ・ DVや性暴力被害者から相談を受ける支援者となり得る警察や行政職員等の職務関係者が、被害者に二次的な被害<sup>※1</sup>を与えることを防ぎ、身近な支援者として適切な対応ができるよう、ジェンダー平等の視点に基づいた研修会等を通じて周知を図ります。

(男女共同参画・共生社会推進統括官)

## 学校における教育等の実施

### ■ 人権教育等の実施

- ・ DVの防止に資するよう、学校教育において児童生徒の発達段階に応じ人権尊重の意識を高める教育や男女平等の理念に基づく一人一人を大切にした教育を実施します。  
(義務教育課、高校教育課、特別支援教育・児童生徒支援課)
- ・ 学校における、いじめ等の人権侵害問題が将来のDVにつながらないように、児童生徒を対象とした「いじめ、命、暴力、規範、人権、生き方等」を取り上げた講習会や研修会を実施します。  
(義務教育課、高校教育課、特別支援教育・児童生徒支援課)
- ・ 相手を思いやる気持ちを育てるため、道徳教材を活用した授業や講演会等を実施します。  
(義務教育課、高校教育課、特別支援教育・児童生徒支援課)

### ■ 情報モラル教育の推進

- ・ 情報化社会において SNS 等を通じた人権侵害を防止するため、児童生徒が携帯電話（スマートフォン）やインターネットについて正しい知識を持ち、適切な使用ができるよう各学校において携帯電話（スマートフォン）やインターネットに関わる情報モラル教育を実施するよう教員研修会等を通じて周知します。

(特別支援教育・児童生徒支援課)

### ■ 人権侵害の早期発見に向けた取組

- ・ 各学校において、いじめ実態調査等を実施し、デートDVと疑われる事案の把握と被害の早期発見・早期対応に努めます。

(特別支援教育・児童生徒支援課)

※1 二次的被害・・・被害者の味方になるべき人たちが、暴力の責任が加害者にあるにも関わらず、「あなたも悪いんじゃないの」、「我慢が足りない」といった被害者を責めるような言動を取るなど、被害者に二次的な被害を与えてしまうことです。

## デートDVに関する教育・啓発等の一例

### ◆◆◆ デートDV防止啓発パンフレット ◆◆◆



- ◆ デートDV防止啓発パンフレットを作成し、学校現場等の協力を得て、県内の高等学校の全新生入等に配付するほか、関係機関へ配布しています。

### ◆◆◆ 教職員向け研修会 ◆◆◆



- ◆ 教職員を対象として研修会を開催し、デートDVをはじめとするDVに関する問題について理解を深め、学校における教育の充実を図っています。

### ◆◆◆ DV・デートDV相談促進動画 ◆◆◆

- ◆ 自分がしていること、されていることがDV・デートDVだと気づいていない潜在的な被害者(加害者)や、相談を躊躇している被害者に向け、若年層にもわかりやすい内容で動画を作成し、山梨県公式YouTubeチャンネルで発信しています。

動画：山梨STOP DV/デートDV  
～わたしとカレのちよもやについて～  
(5分4秒)



<https://www.youtube.com/watch?v=3wP4zk14-Zc>

## コラム 生命（いのち）の安全教育について

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすことから、その根絶に向けた取組を強化していく必要があります。令和2年6月に政府の「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」において、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」が決定されました。

この方針を踏まえ、文部科学省では子供たちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、全国の学校において「生命（いのち）の安全教育」を推進しています。

### ◆生命の安全教育 概要

- ・ 発達の段階に応じた、「生命（いのち）を大切にする」「加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ための教育を実施します。
- ・ 具体的には、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付けることを目指すものです。

### 対象

幼児（就学前の教育・保育）、小学校、中学校、高校、大学等

※特別支援教育では、障害のある児童生徒等の個々の障害の状態や特性及び発達の状態等を踏まえた指導を実施。

### 実施方法

児童生徒の発達の段階や学校の状況を踏まえて、教材・指導の手引きを活用しつつ、生命の安全教育を実施するほか、学校教育活動全体で性暴力被害防止に向けた取組も実施します。

### 主な教材の内容

#### 【幼児期】

- ・ 「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ
- ・ 相手の大切なところを、見たり、触ったりしてはいけない
- ・ いやな触られ方をした場合の対応 等



#### 【高校】

- ・ 自分と相手を守る「距離感」について
- ・ 性暴力とは何か（デートDV、SNSを通じた被害、セクシュアルハラスメントの例示）
- ・ 二次被害について
- ・ 性暴力被害に遭った場合の対応 等



#### 【小学校】

- ・ 「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ
- ・ 相手の大切なところを、見たり、触ったりしない
- ・ いやな触られ方をした場合の対応
- ・ SNSを使うときに気を付けること（高学年） 等



#### 【高校卒業前、大学、一般（啓発資料）】

- ・ 性暴力の例
- ・ 身近な被害実態
- ・ 性暴力が起きないようにするためのポイント
- ・ 性暴力被害に遭った場合の対応・相談先 等



#### 【中学校】

- ・ 自分と相手を守る「距離感」について
- ・ 性暴力とは何か（デートDV、SNSを通じた被害の例示）
- ・ 性暴力被害に遭った場合の対応 等



#### 【特別支援教育】

- ・ 小・中学校向け教材を活用しつつ、児童生徒等の障害の状態や特性及び発達の状態等に応じた個別指導を実施。

各段階の教材・指導の手引き、文部科学省のホームページよりダウンロードできます。

文部科学省ホームページ「性犯罪・性暴力対策の強化について」

(URL) [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/danjo/anzen/index.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.htm)



## 基本目標Ⅱ 被害者の立場に立った相談・保護体制の充実

### 【重点目標4】 誰もが安心して相談できる環境の整備

#### 現状と課題

本県の配偶者暴力相談支援センターのDVに関する相談件数は、年間1,117件（R4年度）、警察における相談対応件数は214件（R4年）という状況にあり、相談内容も複雑・多様化しているため、配偶者暴力相談支援センター、警察、関係機関が連携して被害者の相談等に対応しています。女性相談支援センターでは被害者に対する医学的または心理学的な支援等も行っています。

しかし、DVの被害を受けていながら「どこ（だれ）にも相談しなかった」という人が、被害者の半数近くいるため、引き続き相談窓口に関する情報を広く周知するとともに、市町村、保健所、医療機関等、地域の身近な窓口の充実に向けた取組等を支援していくことが必要です。

今後も、相談件数の増加及び相談内容の多様化、複雑化に対応していくため、相談員等の資質向上を図るとともに、関係機関の連携を強化し、誰もが安心して相談・保護体制をより一層充実させていく必要があります。

#### 相談につなげる体制強化

##### ■ 相談窓口の周知・広報

- 被害者やその関係者が、被害後、早期に相談ができるよう、配偶者暴力相談支援センターや公的施設の窓口等においてパンフレットや相談機関を掲載したカードの設置を進めるとともに、市町村等と連携してホームページ等で広く情報提供を行い、早期相談を呼びかけます。

（男女共同参画・共生社会推進統括官、子ども福祉課）

- 被害者が手に取りやすい場所へDVの相談機関を掲載したカードの設置を進めるなど、相談窓口に関する情報提供を行うとともに、外国人、障害者、高齢者、性的マイノリティ等に対しても、適切な情報提供ができるよう努めます。

（男女共同参画・共生社会推進統括官）

- ・ 性暴力被害の相談窓口について、リーフレットやホームページ等で広く情報提供を行い、早期相談を呼びかけます。

(男女共同参画・共生社会推進統括官)

- ・ 精神保健福祉センターは、自殺に対する正しい知識や対応方法、こころの悩み相談に応じる相談窓口、ひきこもりに関する相談窓口、依存症に関する相談窓口や支援機関等について、リーフレットやホームページ等で広く情報提供を行います。

(健康増進課)

- ・ 国が実施している24時間受付で電話・メール・チャットでの相談が可能な「DV相談プラス」について、パンフレットや相談機関を掲載したカード、ホームページ等で広く周知します。

(男女共同参画・共生社会推進統括官)

## 配偶者暴力相談支援センターの機能強化

### ■ 相談体制の整備

- ・ 配偶者暴力相談支援センターは、性別を問わず被害者に関する相談に応じるとともに、市町村等からの相談への対応など広域的・専門的な支援を行い、DV相談機関として中心的な役割を果たす施設として、被害者の安全確保のための対策を講じます。

(男女共同参画・共生社会推進統括官、子ども福祉課)

- ・ 女性相談支援センターは、中心的な配偶者暴力相談支援センターとして、男女共同参画推進センターびゅあ総合や市町村窓口等と連携し、被害者支援、処遇困難事例への対応、関係機関との連携など、総合調整機能の充実を図ります。

(子ども福祉課)

- ・ 相談に訪れた女性の傷ついた精神や身体が癒やされるような温かみのある相談場所を確保し、本人の思いを受け止めた相談支援を行います。

(子ども福祉課)

### ■ 男性も相談しやすい環境整備

- ・ 男女共同参画推進センターぴゅあ総合は、男女共同参画に関する男性専用の総合相談窓口において、DVに関する事案についても電話による相談対応を行います。

(男女共同参画・共生社会推進統括官)

- ・ 女性相談支援センターは、「地方自治体等における男性に対する相談体制整備マニュアル（内閣府男女共同参画局）」を活用し、男性被害者の相談に対応するとともに、研修会への参加機会を設けるなど相談員等の対応力向上に努めます。また、県のホームページ等で男性被害者の相談にも対応していることを周知します。

(子ども福祉課)

### ■ 災害時における体制整備

- ・ 女性相談支援センターは、災害時において適切な対応ができるよう、マニュアル等を作成し相談体制を整備します。

(子ども福祉課)

- ・ 災害時において、各避難所等において相談窓口が確保され、その周知がされるよう、市町村に働きかけます。

(男女共同参画・共生社会推進統括官)

### ■ 県及び関係機関との連携強化

- ・ 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に適切な対応ができるよう児童相談所、保健所、精神保健福祉センター、市町村、医療機関等の関係機関で必要な情報を共有し連携を図ります。

(男女共同参画・共生社会推進統括官、子ども福祉課)

- ・ 男女共同参画推進センターぴゅあ総合では、心身のケアや一時保護が必要な相談者については、十分な配慮のもと、女性相談支援センターにつなぎます。

(男女共同参画・共生社会推進統括官)

## 女性相談支援員等による適切な支援

### ■ 女性相談支援員等<sup>※1</sup>による支援

- ・ 女性相談支援員等<sup>※1</sup>は、「配偶者からの暴力 相談の手引（内閣府）」や「婦人相談員 相談・支援指針（厚生労働省）」等の活用や事例検討等を行い、被害者の問題を解決し、より良い生活を送るために必要な情報提供や適切な助言を行います。

(男女共同参画・共生社会推進統括官、子ども福祉課)



- 女性相談支援員等は、専門研修会等に積極的に参加することにより、国の施策、関連する法律、制度等について十分な知識の習得に努め、相談等の対応や支援に活かします。

(男女共同参画・共生社会推進統括官、子ども福祉課)

- 女性相談支援員等は、市町村など他の相談機関に相談した被害者への支援のため、当該機関と連携を図るよう努めます。

(男女共同参画・共生社会推進統括官、子ども福祉課)

### <各配偶者暴力相談支援センターの取り組み>

		中心的な配偶者暴力相談支援センター		補完的な配偶者暴力相談支援センター	
		女性相談支援センター		男女共同参画推進センター ぴゅあ総合	
		実施の有無	実施内容	実施の有無	実施内容
相談	電話	○	月曜日～金曜日 (土日・祝日、年末年始を除く) 9時～20時	○	土日・祝日を含む毎日 (第2・第4月曜日、年末年始を除く) 9時～17時
	面接	○	月曜日～金曜日 (土日・祝日、年末年始を除く) 9時～17時	○	土日・祝日を含む毎日 (第2・第4月曜日、年末年始を除く) 9時～16時
一時保護		○	・面接相談からの一時保護 ・休日・夜間における緊急の一時保護 ・公的機関での手続き等同行支援	—	・被害者の安全確保について緊急性を認めた場合には、女性相談支援センターと連携
医学的・心理学的援助		○		—	
保護命令制度を利用するための支援		○	・申立書作成支援	○	・申立書作成支援
自立支援		○	・各種情報提供 ・生活再建のための関係機関連携	○	・女性相談支援センターとの連携による各種情報提供
居住・保護施設等利用のための援助		○	・各種情報提供	○	・各種情報提供
センターから社会への情報発信		○	・HPでの相談窓口等情報発信 ・DV防止に関する講座等での発信	○	・男女共同参画推進センターとしてのDV防止に関する講座等の実施

※1 女性相談支援員等とは・・・

配偶者暴力相談支援センターにおいて、DVに関する相談や援助を行う相談員を指します。

## 警察における支援

### ■ 被害者が相談しやすい環境の整備

- 被害者の負担を軽減し、かつ二次的被害を与えないよう、女性警察職員による相談対応や加害者と遭遇しないような相談の実施等により、被害者が相談しやすい環境の整備に努めます。  
(警察本部)

### ■ 関係機関との連携

- DVが行われていると認めた場合は、配偶者暴力相談支援センターや民間団体等の関係機関と連携を強化し、「被害者の保護」、「被害発生防止」を目的とした支援を迅速かつ的確に行います。  
(警察本部)

- 被害者に子どもがいるときには、児童相談所等の関係機関と連携し保護措置等を行います。  
(警察本部)

### ■ 各種措置の検討・実施

- DVが行われていると認めた場合は、被害者の状況に応じて必要な自衛措置や関係機関等の紹介、加害者に対する検挙・指導警告等、警察が取り得る各種措置について被害者に説明します。  
(警察本部)

- 相談に係る事案が刑罰法令等に抵触すると認められる場合は、被害者の意思を踏まえて検挙に向けた迅速な捜査を実施するほか、被害者及びその関係者に危害の及ぶおそれがある事案については、被害者に被害届の提出の意思がない場合でも、捜査手段を講じなければ更なる事案が起きるかもしれない危険性について説明し、被害届の提出の働きかけを行うなど、被害の再発を防止するための措置を講じます。

また、刑事事件として立件が困難と認められる場合でも、被害者の意思を踏まえ、加害者に指導警告等を実施します。

(警察本部)

- 加害者からのつきまとい行為等がある場合は、ストーカー規制法に基づく措置を適正に講じます。

(警察本部)

## ■ 援助の申し出への対応

- ・ 被害者から、援助を受けたい旨の申し出があり、申し出が相当と認められる場合は、次のうち必要な援助を行います。

- ①被害を自ら防止するため、状況に応じた避難その他措置の説明
- ②加害者に住所又は居所を知られないようにするための措置
- ③被害防止に向けた交渉を円滑に行うための措置
- ④その他適当と認める援助

(警察本部)

- ・ 生命等に対する脅迫を受けた被害者については、身体的暴力を受けた被害者への援助に準じた必要な援助を行います。

(警察本部)

## 地域における相談体制の充実

### ■ 相談窓口の充実

- ・ 「こころの健康相談統一ダイヤル」を開設し、24時間365日、メンタル不調の方や生きることが辛いと感じるほどの悩みを抱えている方からの相談対応を行います。

(健康増進課)

- ・ 精神保健福祉センターは、自殺防止センターを設置し、心の悩みを抱える人に対する相談支援、自殺対策に関する情報発信を行うほか、関係機関・団体と連携しながら自殺防止対策に取り組みます。

(健康増進課)

- ・ 精神保健福祉センターは、ひきこもり地域支援センターを設置し、ひきこもりの状態にある本人や家族等からの電話や来所相談に応じ、必要に応じて医療、保健、福祉、労働等の関係機関と連携しながら支援を行います。

(健康増進課)

- ・ 精神保健福祉センターは、依存症相談窓口を設置し、アルコール、薬物、ギャンブルなど様々な依存に関するお困りごとについて電話や来所による相談対応のほか、当事者のグループミーティングや家族教室を開催するなど、当事者やそのご家族の支援を行います。

(健康増進課)

### ■ 市町村等相談窓口の充実

- ・ 市町村に対し、市町村相談窓口における役割の重要性について周知し、相談窓口設置についてあらゆる機会を通じて働きかけるとともに、被害者への相談・支援等のために必要な情報提供等を行うなど、窓口充実のための支援を行います。

(男女共同参画・共生社会推進統括官、子ども福祉課)

- ・ 市町村や保健所等、地域の保健業務を所管する部署が相談を受けた場合に、その担当者が被害者の実情に即した適切な助言と対応ができるよう、母子保健従事者研修会や保健所母子保健担当者会議等の機会を通じて、パンフレット等の配付により情報提供を行います。

(子育て政策課)

- ・ 女性相談支援センターは、「配偶者からの暴力 相談の手引き（内閣府）」や「女性相談支援員 相談・支援指針（厚生労働省）」を市町村等において相談に携わる関係者と共有し、相談支援に活用します。

(子ども福祉課)

## 【重点目標5】 外国人・障害者・高齢者・性的マイノリティ等への配慮

### 現状と課題

被害者からの相談にあたっては、被害者の年齢、性別、国籍、障害の有無等を問わず、プライバシーの保護、安全・安心の確保等、被害者の人権に配慮した対応を行う必要があります。

外国人、障害者、高齢者、性的マイノリティ等は、相談機関等の必要な支援の情報が届きにくいことがあり、被害の潜在化が危惧されるため、

あらゆる被害者の立場に立った支援を行うことができるよう、関係機関と連携して情報提供や適切な相談・支援に努める必要があります。

### 外国人・障害者・高齢者・性的マイノリティ等への対応の充実

#### ■ 相談につなげる体制整備

- ・ 女性相談支援センターは、ホームページに英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語等、外国語で記載されたパンフレット等を掲載し、外国人へのDVの被害等に関する理解の促進を図るとともに、相談窓口の周知を図ります。

(子ども福祉課)

- ・ 英語を併記した相談機関を掲載したカードを作成し、外国人に対しての相談窓口に関する情報提供を行います。

(男女共同参画・共生社会推進統括官)

- ・ 市町村・市町村障害者虐待防止センターにおいて行う障害者の虐待相談などについて、啓発リーフレットを作成して広く周知し、早期相談を呼びかけます。

(障害福祉課)

- ・ 市町村が設置している地域包括支援センターにおいて行う高齢者等の支援について、県ホームページ等で広く周知し、早期相談を呼びかけます。

(健康長寿推進課)

- ・ 女性相談支援センターは、性別に関わらず、DV被害者の相談に対応していることを県ホームページ等で周知します。

(子ども福祉課)

#### ■ 相談体制の充実

- ・ 女性相談支援センターは、外国人からの相談に対応するため通訳の確保を行うほか、必要に応じて入国管理局や外国人支援団体と連携を図る等、適切な対応を行います。

(子ども福祉課)

- ・ 配偶者暴力相談支援センターは、被害者の心身の状況やニーズに応じ、支援のための情報提供を行い、関係機関との連携を図ります。

(男女共同参画・共生社会推進統括官、子ども福祉課)

- ・ 外国人、障害者、高齢者、性的マイノリティ等への支援を行っている機関に対して、さまざまな情報提供や研修会への参加を呼びかける等、支援者にDVの被害に関する正しい知識について理解の促進を図ります。

(男女共同参画・共生社会推進統括官)

#### ■ 市町村と連携した支援等

- ・ 配偶者暴力相談支援センターは、それぞれの被害者のニーズに応じて、市町村と連携を図り適切な支援を行います。

(男女共同参画・共生社会推進統括官、子ども福祉課)

- ・ 高齢者への虐待防止を図るため、市町村・地域包括支援センター職員に対して、専門職による派遣相談や事例検討会の開催を行います。

(健康長寿推進課)

- ・ 市町村、市町村障害者虐待防止センターの職員を対象とした研修会を実施し、関係機関の連携による障害者虐待防止への適切な対応を図ります。

(障害福祉課)

## 【重点目標6】 被害者への配慮

### 現状と課題

DVの防止及び被害者の保護に携わる関係者は、DV被害の特性や被害者の心身の状況・環境等を十分理解した上で、被害者への対応を行う必要があります。

相談員等による不適切な言動・対応によって、被害者に二次的被害を発生させることがないよう十分に配慮するとともに、加害者や第三者に避難先を突き止められ危害を加えられることなどがなく、被害者の情報保護には十分な配慮が必要です。

DVの被害に対する理解を深め、被害者への適切な支援を行うことができるよう相談員等を対象とした研修の実施及び情報提供等を行っていますが、今後もより一層の被害者の立場に立った対応を行っていく必要があります。

### 被害者の立場に立った対応・情報保護の徹底

#### ■ 相談員等<sup>※1</sup>の適切な対応

- ・ 配偶者暴力相談支援センターは、更なる被害（二次的被害）が生じないよう手引等を活用し、被害者の人権に配慮するなど、被害者の立場に立った対応に努めます。  
(男女共同参画・共生社会推進統括官、子ども福祉課)
- ・ ジェンダー平等の視点に基づいた教職員向けの研修会を開催し、児童・生徒・学生の「交際相手からの暴力（デートDV）」被害の未然防止等を図るとともに、文部科学省が推奨する「生命（いのち）の安全教育」に資する各学校での児童・生徒・学生向けの講座の開催について働きかけを行います。【再掲】  
(男女共同参画・共生社会推進統括官)
- ・ DVや性暴力被害者から相談を受ける支援者となり得る警察や行政職員等の職務関係者が、被害者に二次的な被害を与えることを防ぎ、身近な支援者として適切な対応ができるよう、ジェンダー平等の視点に基づいた研修会等を通じて周知を図ります。【再掲】  
(男女共同参画・共生社会推進統括官)

※1 相談員等とは…

配偶者暴力相談支援センターにおける相談員、市町村の女性相談支援員・窓口担当者、警察、学校における担当職員も含まれます。本計画においては、以下「相談員等」と言います。

■ 個人情報保護の徹底の周知

- ・ 被害者及びその関係者の安全の確保を第一に考え、加害者の元から避難している被害者や同伴者及びその支援者に関する情報を適切に管理し、情報の保護に十分配慮するよう、関係機関に周知します。

(男女共同参画・共生社会推進統括官、子ども福祉課)

- ・ 市町村における住民基本台帳、国民健康保険等の閲覧制限などについて、情報の漏洩が生命に危険を及ぼすこともあるため、被害者の情報保護及びその管理等が徹底されるよう関係機関連絡協議会や研修会等の機会を通じて周知を図ります。

(男女共同参画・共生社会推進統括官、子ども福祉課)



**【重点目標7】 多様なケースに対応できる相談員等の資質向上****現状と課題**

DVの被害者は、性暴力や児童虐待、障害、経済的な問題、交際関係にある同性間での暴力などの複数の事情を抱えている事例もあります。

このため、相談員等は関係法令・制度等に対する幅広い知識を習得することや先入観を持たずジェンダー平等の視点に立ち被害者の心身の状況に配慮した対応方法等を習得することが重要です。

これまでも、配偶者暴力相談支援センターや市町村、警察、民間団体等を対象とした研修会や講演会、事例検討会の実施や相談員等の専門研修受講等により、相談員等の資質の向上を図っていますが、今後もより一層の相談体制の充実を図るための取組が必要です。

**相談員等の資質向上のための取組実施****■ 相談員等の育成**

- ・ 配偶者暴力相談支援センターは、関係機関及び市町村の相談担当職員等を対象に被害者の人権やDVの特性についての理解を深め、迅速かつ適切な対応を行うために、時期や方法を工夫して実務者会議等の研修を実施し、相談員等の資質向上を図ります。

(男女共同参画・共生社会推進統括官、子ども福祉課)

- ・ 配偶者暴力相談支援センターは、相談員等への研修の実施や専門研修の受講により専門性を高めるとともに、問題解決にあたり的確に対応できるよう、事例検討等を通じてスーパーバイザーの助言指導を受けスキルアップに努めます。また、相談員等の心身の健康が損なわれることのないよう相談員等への受傷対策にも努めます。

(男女共同参画・共生社会推進統括官、子ども福祉課)

- ・ 警察は、DVの特性等に関する理解を深め、適切な対応を行うため、職員に対する研修の実施及び人材の育成等を行います。

(警察本部)

- ・ 国や民間団体等が実施する研修会等の情報提供を行い、受講を促すことで相談員等の資質向上に努めます。

(男女共同参画・共生社会推進統括官)

### ■ 組織的対応の推進

- ・ 配偶者暴力相談支援センターでは、研修会や会議等において情報の共有化、具体的な対応の方向性の検討等を図ることで、関係機関における相談員等の資質向上や心理的な負担軽減などに組織的に取り組みます。

(男女共同参画・共生社会推進統括官、子ども福祉課)

## その他職員に向けジェンダーの視点を取り入れた研修の実施

### ■ 教職員を対象とした研修会の開催 【再掲】

- ・ ジェンダー平等の視点に基づいた教職員向けの研修会を開催し、児童・生徒・学生の「交際相手からの暴力（デートDV）」被害の未然防止等を図るとともに、文部科学省が推奨する「生命（いのち）の安全教育」に資する各学校での児童・生徒・学生向けの講座の開催について働きかけを行います。

(男女共同参画・共生社会推進統括官)

- ・ 高校においては、教職員を対象とした「いじめ、暴力、デートDV等」に関連する研修会の開催や学校訪問を通じて、生徒の道德意識を高める教育を実施します。

(特別支援教育・児童生徒支援課)

### ■ 警察、行政職員等への研修会の実施 【再掲】

- ・ DVや性暴力被害者から相談を受ける支援者となり得る警察や行政職員等の職務関係者が、被害者に二次的な被害を与えることを防ぎ、身近な支援者として適切な対応ができるよう、ジェンダー平等の視点に基づいた研修会等を通じて周知を図ります。

(男女共同参画・共生社会推進統括官)

## 【重点目標8】 緊急時の安全確保及び一時保護の充実

### 現状と課題

DVは、身体や生命に危険が及ぶ可能性がある行為であり、被害者の保護にあたっては、被害者の安全を第一に考え迅速に対応することが重要です。

このため、被害者の状況から加害者に危害を加えられるおそれが高い場合には、警察と連携して被害者の安全の確保を行うことが必要です。

また、被害者やその同伴する家族がDVから逃れ、心身の健康の回復を図るとともに、生活基盤を安定させて自立の準備をしていくための支援として、中心的な配偶者暴力相談支援センターである女性相談支援センターが一時保護を実施しています。

一時保護所においては、DV被害等により傷ついた入所者が個々の生活空間で心身を休め、緊張と不安を緩和する空間とするため、同伴する家族の有無等、入所者の多様な状況に応じて適切な保護ができるような体制の充実と加害者の追求等から被害者の安全が確保できる施設の整備が求められます。

### 緊急時における安全の確保

#### ■ 連絡体制の整備

- ・ 配偶者暴力相談支援センターは、被害者及びその同伴する家族の緊急時の保護や加害者への対応について、一時保護所、警察等とあらかじめ協議し相互の連絡体制を明確化します。

(男女共同参画・共生社会推進統括官、子ども福祉課)

#### ■ 被害者及び同伴者の安全確保

- ・ 女性相談支援センターは、市町村に対して、被害者及びその同伴する家族に対する緊急時の安全確保のため、警察との連携の必要性について確認を行います。

(子ども福祉課)

- ・ 女性相談支援センターは、被害者の一時保護が行われるまでの間、加害者から危害を加えられるおそれが高い場合には、警察による援助を依頼し被害者の安全確保を図ります。

(子ども福祉課)

## 一時保護体制の充実

### ■ 一時保護機能の充実

- ・ 女性相談支援センターは、一時保護について、夜間・休日を問わず速やかに被害者保護の体制を整えるとともに、福祉事務所、警察等関係機関と速やかに連絡を取るなど緊密な連携を図ります。

また、必要に応じて民間シェルターなどへの一時保護委託を円滑に実施します。

(子ども福祉課)

- ・ 女性相談支援センターは、入所者が安心して生活できる環境を整えるとともに、被害者のニーズに応じた支援計画を作成し市町村等と連携して自立に向けた支援を行います。

(子ども福祉課)

### ■ 被害者への医学的・心理的な支援

- ・ 女性相談支援センターは、被害者や同伴する家族の疾病や心身の健康状態に応じて、精神科医による医療相談や臨床心理士等による心理相談を行います。また、医療機関受診の際には同行支援を行います。

(子ども福祉課)

- ・ 女性相談支援センターは、必要に応じて、こころの発達総合支援センター及び精神保健福祉センターと連携を図り、被害者の心身の状況に応じて安定に向けた支援が受けられるようにします。

(子ども福祉課)

- ・ 女性相談支援センターは、被害者が性的な被害による心的外傷等を抱えている場合は、同被害の対応について専門的な知見を有し被害直後からの支援を総合的に行うやまなし性暴力被害者サポートセンターと早期に連携し、心的外傷の被害回復支援に取り組みながら、日常生活の回復の支援等につなげていきます。

(子ども福祉課)

### ■ 広域的連携の実施

- ・ 女性相談支援センターは、被害者の安全確保を図るため、他都道府県への一時保護を行う必要がある場合は、広域的な連携を図ります。

(子ども福祉課)

## 【重点目標9】 こどもに対する適切な支援

### 現状と課題

DVによる一時保護では、半数程度の被害者が子を同伴しており、令和2年度（2020年度）に実施した県民意識・実態調査によると、「相手からの行為を受けた時、こども（18歳未満）の目撃はあったか」という質問に対しては、16.9%の人が目撃していたと回答しています。また、「相手は、こどもに対して同じような行為をしたことがあるか」という質問に対しては、13.3%の人が「あった」と回答しています。

このような行為を目撃したこどもは心理的なダメージを受けており、それに加えて転居や転校をはじめとする生活の変化等により、大きな影響を受けやすい状況にあるとともに、児童虐待を受けている可能性もあることから、こどもへの心理的ケアと児童虐待被害の早期発見・早期介入に向けた支援が実施されるよう、今後も更なる児童相談所との密接な連携を図る必要があります。

現在、一時保護中でも同伴する子の教育を受ける権利が保障されるよう、一時保護所において学習支援を行い、被害者には同伴する子の就学・保育等に関する情報提供を行っています。

また、保育・教育関係者に対しては、DV被害の特性や配慮が必要な事項等の周知徹底を図り、こどもの心のケア等については、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを通じて支援を行っています。

今後も、DVがこどもへ与える影響を十分に考慮し、関係機関が連携して、一人ひとりのこどもに寄り添った、きめ細かい支援を行っていくことが必要です。

### 心理的ケア体制の整備と学習支援等の充実

#### ■一時保護に同伴する子への対応

- ・ 女性相談支援センターは、児童相談所及び市町村と緊密に連携を取り、被害者が同伴する子について、必要な支援が受けられるよう適切に対応します。

(子ども福祉課)

- ・ 女性相談支援センターは、学習支援員を配置するなど、関係機関相互に連携を図り、同伴する子の状況に応じた生活及び学習支援が行える体制を整えます。

(子ども福祉課、特別支援教育・児童生徒支援課)

### ■ 児童生徒の精神的なケア及び学習環境の整備

- ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用により、DVによる被害を受けた児童生徒の心のケアを行い、安心して学習できる環境の整備に努めます。

(特別支援教育・児童生徒支援課)

## こどもが安心して生活できる環境整備

### ■ 関係者への周知徹底

- ・ 教育関係者及び保育関係者に対し、さまざまな研修の場を通じて、児童生徒の虐待に関する留意事項やDV被害の特性、配慮すべき事項について周知徹底を図ります。

(男女共同参画・共生社会推進統括官、子ども福祉課、特別支援教育・児童生徒支援課)

- ・ 被害者を保護するための接近禁止命令や電話等禁止命令制度（P32 及びDV防止法参照）の内容について、教育関係者及び保育関係者等へ周知を図ります。

(男女共同参画・共生社会推進統括官)

### ■ 情報等の適切な管理

- ・ こどもの転出先や居住地等の情報を適切に管理し、被害者とそのこどもの安全確保や守秘義務の徹底を図ります。

(特別支援教育・児童生徒支援課)

### ■ 関係機関との連携

- ・ 教育委員会及び学校は、こどもの教育を受ける権利を保障するため、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所、市町村等の関係機関と連携を図ります。

(特別支援教育・児童生徒支援課)

- ・ 接近禁止命令や電話等禁止命令（P32 及びDV防止法参照）が発令された場合には、配偶者暴力相談支援センター及び警察は、その旨を教育委員会、学校、保育所等に申し出るよう被害者に促すとともに、必要に応じて関係機関連絡協議会の枠組みを活用しそれらの機関へ情報提供します。

(男女共同参画・共生社会推進統括官、子ども福祉課、警察本部)

## 【重点目標 10】 保護命令に対する適切な支援と対応

### 現状と課題

保護命令とは、DV防止法に基づき、配偶者や生活の本拠を共にする交際相手からの身体に対する暴力等を防ぐため、被害者の申立てにより裁判所が加害者に対し被害者へのつきまとい等をしてはならないこと等を命ずる命令です。

保護命令には、申立人への接近禁止命令、申立人への電話等禁止命令、申立人の子への接近禁止命令、申立人の子への電話等禁止命令、申立人の親族等への接近禁止命令、退去命令の56つの種類があります。

配偶者暴力相談支援センターにおいては、保護命令に関する制度の周知、申立てへの支援のほか、警察と連携した安全確保等を行っています。

また、警察においても関係機関と連携した速やかな対応及び被害者の意思を踏まえたうえで各法令を適用した措置等を講じています。

しかしながら、被害者は身近な者が加害者であるなどの理由から、被害届の提出や保護命令の申立て等をためらうことも見受けられることから、今後も事案に応じて制度の活用に向けた適切な支援を行っていくことが必要です。

### 保護命令制度への対応

#### ■ 配偶者暴力相談支援センターにおける対応

- ・ 配偶者暴力相談支援センターは、保護命令制度に関する説明、申立手続きへの助言、保護命令後の安全確保や留意事項の情報提供、関係機関との連携を速やかに行うなどして、保護命令制度を円滑に活用できるよう被害者を支援します。

なお、被害者に対する危害が急迫していると認められるときは、警察にその旨を通報するとともに、被害者に対し、一時保護を受けることを勧奨するなどの対応を行います。

(男女共同参画・共生社会推進統括官、子ども福祉課)

- ・ 配偶者暴力相談支援センターは、保護命令後の被害者の安全確保を速やかに行うため、警察と情報を共有するなど連携を図ります。

(男女共同参画・共生社会推進統括官、子ども福祉課)

### ■ 警察における対応

- ・ 裁判所から保護命令を発した旨の通知を受けた場合には、速やかに被害者と連絡を取り、住居、勤務先、通常所在する場所等について確認するなど、被害者の保護を徹底します。また、危害を防止するための留意事項及び緊急時の通報等について教示するとともに、配偶者暴力相談支援センターと連携のうえ、被害者の安全確保を図ります。

(警察本部)

- ・ 保護命令に係る情報を迅速に確認できる体制を整備するとともに、関係する警察職員にも情報を周知し、事案に応じて必要な措置を講じます。

(警察本部)

- ・ DVの事案は、身近な者が行為者であるなどの理由から、被害届の提出や保護命令の申立てなどをためらうことも見受けられます。このため、事案の特徴、警察として取り得る措置、被害者自身の選択・決断・協力の必要性等を分かりやすく説明した上で、被害者の意思決定を支援します。

(警察本部)



## 基本目標Ⅲ 自立に向けた切れ目のない支援の充実・強化

### 【重点目標 11】 被害者に寄り添った包括的な支援

#### 現状と課題

被害者は度重なる暴力により、加害者と離れた後も心理的なダメージが大きく、心身に大きな影響が及んでいることも少なくありません。

このため、生活再建のために必要な支援として、各種福祉制度の活用や生活全般にわたる様々な支援等に関する情報提供を行っています。

被害者が自立して生活するために必要な制度や公的サービスについて、被害者に関する個人情報の管理に細心の注意を払い、被害者の状況や意思を十分に確認した上で、関係機関が連携して支援をしていくことが重要です。

特に市町村は、住民に最も身近な行政主体として継続的な支援を行うため、窓口の明確化及び市町村内の関係窓口間の連携等により、被害者の自立を支援する体制を整えることが求められます。

また、一時避難後も被害者が心身を癒やし、暴力によって失われた尊厳を回復し、被害者同士や支援者がつながりを持てるような居場所づくりなど、被害者に寄り添い民間団体等と連携して切れ目のない支援を行っていくことが求められています。

#### 福祉制度を活用した支援の実施

##### ■ 各種福祉制度の活用

- ・ 保健福祉事務所に相談があった場合は、被害者の安全確保に留意しながら、母子生活支援施設への入所、生活保護の適切な適用を行い被害者の自立を支援します。

(子ども福祉課)

- ・ 母子・父子自立支援員は、職業能力の向上及び求職活動等就業についての相談や生活一般についての相談に応じ、母子家庭等自立支援給付金や母子父子寡婦福祉資金貸付金、児童扶養手当などに関する情報提供及び支援を行います。

(子ども福祉課)

- ・ 配偶者暴力相談支援センターは、関係機関と連携し被害者の状況に応じ活用できる福祉制度についての情報提供を行います。

(男女共同参画・共生社会推進統括官、子ども福祉課)

- ・ 被害者の自立支援にかかる国の施策について、配偶者暴力相談支援センターや庁内関係各課、市町村、民間団体等へ情報を共有します。

(男女共同参画・共生社会推進統括官、子ども福祉課)

## 被害者の自立に向けた切れ目のない支援

### ■ 生活再建を支えるアフターケアの実施

- ・ 一時保護等を行った当事者が地域での生活を安定して営めるよう、定期的な状況確認等を行うフォローアップの取組を進めます。

(子ども福祉課)

### ■ 女性自立支援施設の設置に向けた検討

- ・ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の趣旨や規定に沿った女性自立支援施設の設置に向け、関係機関とともに検討を進めていきます。

(子ども福祉課)

### ■ 母子生活支援施設の充実にに向けた検討

- ・ 本県における母子生活支援施設の充実に向け、関係機関とともに検討を進めていきます。

(子ども福祉課)

## 民間団体等と連携した包括的・継続的な支援

### ■ 民間シェルターでの生活相談・自立支援の実施

- ・ 一時保護後も継続して生活上の支援が必要な女性に対し、民間団体による一時的な居住場所(シェルター)において、被害者個々の課題に応じた生活相談、行政機関等への同行支援、就職支援等を実施します。

(子ども福祉課)

### ■ 当事者の集いや居場所の提供等の促進

- ・ 民間団体の活動への支援を通じ、地域における当事者の集いや居場所の提供等の取組を促進し、地域での生活再建を支えています。

(子ども福祉課)

- ・ 被害者等が、暴力によって失われた尊厳や生きる力を取り戻し、自立していく契機となるような機会を提供できるよう、民間団体等と連携を図りながら講座等を実施します。

(男女共同参画・共生社会推進統括官)

## 被害者のこどもが安心して暮らせるための支援

### ■ 支援情報の提供

- ・ 配偶者暴力相談支援センターは、市町村と連携し、必要に応じて、こどもの就学や保育・子育て支援、予防接種や健診等について被害者への情報提供を行います。

(男女共同参画・共生社会推進統括官、子ども福祉課)

### ■ 児童生徒の精神的なケア及び学習環境の整備 【再掲】

- ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用により、DVによる被害を受けた児童生徒の心のケアを行い、安心して学習できる環境の整備に努める。

(特別支援教育・児童生徒支援課)

### ■ 関係者への周知徹底 【再掲】

- ・ 教育関係者及び保育関係者に対し、さまざまな研修の場を通じて、児童生徒の虐待に関する留意事項やDV被害の特性、配慮すべき事項について周知徹底を図ります。

(男女共同参画・共生社会推進統括官、子ども福祉課、特別支援教育・児童生徒支援課)

- ・ 被害者を保護するための接近禁止命令や電話等禁止命令制度の内容について、教育関係者及び保育関係者等へ周知を図ります。

(男女共同参画・共生社会推進統括官)

### ■ 情報等の適切な管理 【再掲】

- ・ こどもの転出先や居住地等の情報を適切に管理し、被害者とそのこどもの安全確保や守秘義務の徹底を図ります。

(特別支援教育・児童生徒支援課)

### ■ 関係機関との連携 【再掲】

- ・ 教育委員会及び学校は、こどもの教育を受ける権利を保障するため、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所、市町村等の関係機関と連携を図ります。

(特別支援教育・児童生徒支援課)

- ・ 接近禁止命令や電話等禁止命令が発令された場合には、配偶者暴力相談支援センター及び警察は、その旨を教育委員会、学校、保育所等に申し出るよう被害者に促すとともに、必要に応じて関係機関連絡協議会の枠組みを活用しそれらの機関へ情報提供します。

(男女共同参画・共生社会推進統括官、子ども福祉課、警察本部)

## その他被害者への適切な情報提供・連携

### ■ 生活全般にわたる情報提供・支援

- ・ 配偶者暴力相談支援センターは、被害者の自立に必要な生活全般にわたるさまざまな事項を市町村や関係機関との連絡調整を図りながら適切に行います。

(男女共同参画・共生社会推進統括官、子ども福祉課)

- ・ 配偶者暴力相談支援センターは、医療保険や年金等に関する情報、法律相談に関する情報、福祉サービス、外国人の支援制度等、必要な情報提供を行います。

(男女共同参画・共生社会推進統括官、子ども福祉課)

### ■ 地域における継続的な支援

- ・ 配偶者暴力相談支援センターは、被害者が地域で安定した生活を送るため、市町村、民間団体、関係機関と連携し、適切な相談窓口の紹介や一時保護等退所後の継続した支援につなげます。

(男女共同参画・共生社会推進統括官、子ども福祉課)

## 【重点目標 12】 就業支援の充実

### 現状と課題

被害者の自立を支援するうえでは、被害者の経済的基盤を確保することが重要です。これまで、公共職業安定所、職業訓練施設等の関係機関と連携して、就業に向けた情報提供、助言等を行うなど、被害者それぞれの状況に応じた支援を行っています。

今後も関係機関が連携して、被害者に対する就業支援の情報提供や各種制度の活用について働きかけを行うなど、より一層の支援の充実を図ることが必要です。

### 就業支援機関の活用

#### ■ 就業相談などの制度の活用

- ・ 配偶者暴力相談支援センターは、こどものいる被害者については、母子家庭等就業・自立支援センター<sup>※1</sup>における就業相談など就業に関する制度の活用を促します。

(男女共同参画・共生社会推進統括官、子ども福祉課)

#### ■ 雇用関連サービスの提供

- ・ 「やまなし・しごと・プラザ」及び「やまなし・しごと・プラザ サテライト」<sup>※2</sup>において、被害者に対して就労相談や職業紹介などの雇用関連サービスをワンストップで提供するほか、「やまなし就職応援ナビ」<sup>※3</sup>による就職情報の提供などにより、就労支援を行います。

また、「やまなし・しごと・プラザ」及び「やまなし・しごと・プラザ サテライト」では、必要に応じて、関係機関と連携した支援を行います。

(労政人材育成課)

#### ■ 職業訓練施策による支援

- ・ DVによる被害者を含めた母子家庭の母等の自立を図るため、職業訓練の実施について多様な広報媒体を活用して周知を行うとともに、配偶者暴力相談支援センター等を通じて被害者に情報提供を行います。

また、受講者のニーズに沿った職業訓練や就業相談等のほか、希望者には託児サービスを行うなど就業に向けた支援を行います。

(労政人材育成課)

- ・ 被害者の就労や収入増につながるよう、IT関連やDXなどデジタル化の進展に対応したスキルアップに資する講座や職業訓練等を実施します。【再掲】

(労政人材育成課)

## 就業に向けた情報提供・助言

### ■ 就業に向けた情報提供・助言

- ・ 配偶者暴力相談支援センターは、公共職業安定所、職業訓練施設等と連携して被害者に対して、就業に向けた情報提供、助言を行います。

(男女共同参画・共生社会推進統括官、子ども福祉課)

- ・ 配偶者暴力相談支援センターは、雇用保険の制度等について被害者に対し情報提供を行い、必要に応じて制度の利用を促します。

(男女共同参画・共生社会推進統括官、子ども福祉課)

---

※1 母子家庭等就業・自立支援センターとは…

母子家庭の母等に対して、就業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供等、一貫した就業支援サービスの提供を行うとともに、弁護士等のアドバイスを受け養育費の取り決めなどの専門的な相談を行う施設です。山梨県内では甲府市の山梨県母子父子福祉センター内にあります。

※2 やまなし・しごと・プラザ及びやまなし・しごと・プラザ サテライトとは…

キャリアカウンセリングや生活・就労相談、ハローワークの求人検索や職業紹介など若者から中高年齢者まで、幅広い年齢層の就職を支援しています。やまなし・しごと・プラザは、甲府市のJA会館内に、やまなし・しごと・プラザ サテライトは、富士吉田市の富士山駅ビル「Q-ST A」3階にあります。

※3 やまなし就職応援ナビとは…

県内企業が参加する合同就職説明会や就職セミナーなど就職に役立つ情報を提供しています。

## 【重点目標 13】 住宅確保に係る支援の充実

### 現状と課題

被害者が新たな場所で生活を始めるためには、住宅の確保が必要です。しかし、被害者の中には、経済的な理由等から住宅の確保が難しい場合があります。

こうした点を踏まえ、被害者の状況に応じた住宅の確保に向けての情報提供、県営住宅への優先入居等、被害者が自立して生活するための住宅の確保に係る支援を行っています。

今後は、県営住宅だけではなく、市町村営住宅や民間賃貸住宅についても被害者が円滑に入居できるよう、被害者の状況に応じた情報提供等を行っていく必要があります。

### 住宅への入居支援

#### ■ 県営住宅を活用した入居支援

- 被害者が県営住宅への入居を希望する場合には、地域の住宅事情や県営住宅ストックの状況を総合的に勘案して、優先入居者として取り扱うとともに、収入認定や保証人の取扱いについて、被害者の実情を勘案して弾力的に運用します。

(住宅対策室)

- 県営住宅の目的外使用制度の活用により、被害者の一時避難に対応できる住戸<sup>※1</sup>数の確保を図ります。

(住宅対策室)

#### ■ 市町村営住宅入居に対する支援

- 被害者が市町村営住宅へ優先入居できるよう市町村に対し働きかけを行うとともに、制度運用に関する情報提供を行います。

(住宅対策室)

#### ■ 民間賃貸住宅への入居制度に対する支援

- 被害者が民間賃貸住宅に円滑に入居できるようセーフティネット住宅<sup>※2</sup>の登録を促進します。

(建築住宅課)

### ■ 住宅の確保に係る情報提供

- ・ 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に対し住宅の確保について事案に応じた情報提供を行います。

(男女共同参画・共生社会推進統括官、子ども福祉課)

- ・ 配偶者暴力相談支援センターや被害者の入居支援に関わる福祉保健部各課等を通じ、被害者が県営住宅や民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう空き家情報の提供を行います。

(建築住宅課、住宅対策室)

※1 県営住宅の目的外使用制度の活用により、被害者の一時避難に対応できる住戸とは…

県営住宅の目的外使用制度とは、本来の用途又は目的を妨げない限度において、特にやむを得ないと認められる場合に県営住宅の使用を許可する制度ですが、この制度を活用しDVの被害者で住宅に困窮している方に対して一時使用を許可し、当面の生活の場を提供するものです。

※2 セーフティネット住宅とは…

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき、DV被害者を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として登録された住宅です。



## 基本目標Ⅳ 施策推進のための連携体制の強化

### 【重点目標 14】 関係機関のネットワークの充実

#### 現状と課題

DVの防止及び被害者の保護、自立支援等には、ひとつの機関だけで対応することは困難であり、様々な関係機関が関わる必要があります。

各関係機関が緊密に連携し、相談、一時保護、自立支援等の様々な段階において、共通認識を持ちながら、被害者の支援を行うことが重要です。

これまでも、関係機関連絡協議会や実務者会議等において、関係機関の連携に努めていますが、関係機関連絡協議会が法定協議会となることもあり、今後も関係機関相互の連携を強化し、より一層、被害者支援のためのネットワークの充実を図っていく必要があります。

#### 関係機関連絡協議会等の充実

##### ■ 関係機関連絡協議会の開催

- ・ 県、市町村、民間団体等による関係機関連絡協議会を開催し、意見や情報の交換を通じて、DVに関する問題に対する認識を共有し、連携の強化を図ります。

(男女共同参画・共生社会推進統括官)

##### ■ 実務者会議等の開催

- ・ 女性相談支援センターは、被害者の相談・保護・自立支援のための連絡調整・支援体制について、市町村等関係機関の実務担当者を集めた実務者会議を開催し、ネットワーク体制の強化を図るとともに、研修や事例検討を行います。

(子ども福祉課)

## 被害者支援のためのネットワークの強化

### ■ 配偶者暴力相談支援センターを中心とした連携強化

- ・ 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者暴力相談支援センターを中心として、保護については警察、裁判所、日本司法支援センター（法テラス）、市町村等との連携、自立支援については、保健福祉事務所、市町村、公共職業安定所等との連携等、被害者の保護と自立支援のため、関係機関が相互に連携を図るよう努めます。

（男女共同参画・共生社会推進統括官、子ども福祉課）

### ■ 地域ネットワークの充実

- ・ 地域で被害者に直接接する機会が多い市町村や保健福祉事務所、警察署等に働きかけ、地域におけるネットワーク会議等を行い、地域単位での支援ネットワークの構築を図ります。

（男女共同参画・共生社会推進統括官）

## 【重点目標 15】 市町村・国との連携強化

### 現状と課題

平成 19 年のDV防止法の改正により、市町村においてDV防止計画の策定及び適切な施設において配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすことが努力義務とされ、県内市町村においては 21 市町村がDV防止計画を策定済（R5.3 現在）です。

地域に根ざした、きめ細かな支援を行うためには、被害者にとって最も身近な行政主体である市町村の役割が重要です。

計画が未策定の市町村に対しては、広域的な観点からDV防止計画の策定等に向けた働きかけや助言・情報提供の支援等を行っていますが、被害者が支援を受けやすい環境が整備されるよう、今後も様々な機会を捉えて市町村DV防止計画の策定等に向けた支援を行うことが必要です。

また、市町村内の各相談窓口間の連携が図られ、DV被害の早期発見と継続した支援につながるよう市町村への支援の推進が必要です。

### 市町村における施策推進のための情報提供・支援

#### ■ 市町村DV防止計画及び配偶者暴力相談支援センター機能整備の促進

- 市町村におけるDV防止計画の策定及び配偶者暴力相談支援センターの設置について、様々な機会を捉えて市町村に働きかけるほか、国や県その他の取り組みについての情報提供や助言を行います。

(男女共同参画・共生社会推進統括官、子ども福祉課)

- 市町村が配偶者暴力相談支援センターを設置する際には支援を行うとともに、県と市町村それぞれが適切な役割を果たせるよう努めます。

(男女共同参画・共生社会推進統括官、子ども福祉課)

#### ■ 窓口における円滑な手続きの推進

- 被害者の負担軽減等を図るため、市町村内における手続きの一元化等について、会議、研修等を通して働きかけを行います。

(男女共同参画・共生社会推進統括官)

### ■ 人材育成に向けた支援

- ・ 市町村が実施する施策が円滑に進むよう、DVの防止及び被害者の保護に関わる市町村職員に対し、被害者の人権やDVの特性についての理解を深め、迅速かつ適切な対応を行うために必要な研修の機会を提供します。

(男女共同参画・共生社会推進統括官)

- ・ 女性相談支援センターは、実務者会議等を開催し、学識関係者や関係機関の理解と協力を得る中で市町村担当者の資質向上を図ります。

(子ども福祉課)

## 国の施策の情報提供・連携

### ■ 国の施策の情報提供・連携

- ・ 国の動向や実施施策について注視し、常に関係機関や民間団体等と情報を共有し連携します。

(男女共同参画・共生社会推進統括官)

- ・ 国が実施している24時間受付で電話・メール・チャットでの相談が可能な「DV相談プラス」について、パンフレットや相談機関を掲載したカード、ホームページ等で広く周知します。【再掲】

(男女共同参画・共生社会推進統括官)

- ・ 国や民間団体等が実施する研修会等の情報提供を行い、受講を促すことで相談員等の資質向上に努めます。【再掲】

(男女共同参画・共生社会推進統括官)

- ・ 被害者の自立支援にかかる国の施策について、配偶者暴力相談支援センターや庁内関係各課、市町村、民間団体等へ情報を共有します。【再掲】

(男女共同参画・共生社会推進統括官、子ども福祉課)

## 【重点目標 16】 民間団体等との連携と協働

### 現状と課題

被害者それぞれの状況に適切に対応し、きめ細かな支援を行うためには、配偶者暴力相談支援センター等と民間団体等が連携を図ることが重要です。

女性相談支援センターは、関係機関連絡協議会への出席や各種研修会・講演会等への参加の呼びかけなどを行い、民間団体等との連携に努め、民間シェルターへの一時保護委託も行っています。

今後も民間団体等との連携の促進に向けて、相互に必要な情報を共有するなど、緊密な関係を構築していくことが必要です。

### 民間団体等との連携の促進

#### ■ 関係機関連絡協議会を通じた連携

- ・ 関係機関連絡協議会を通じて、県医師会や県歯科医師会、県看護協会、民間団体等にDVに関する問題について理解と協力を働きかけます。

(男女共同参画・共生社会推進統括官)

#### ■ 実務者会議を通じた連携

- ・ 女性相談支援センターは、実務者会議を通じて民間団体と意見交換等を行い支援の連携を図ります。

(子ども福祉課)

#### ■ 民間シェルターでの生活相談・自立支援の実施 【再掲】

- ・ 一時保護後も継続して生活上の支援が必要な女性に対し、民間団体による一時的な居住場所(シェルター)において、被害者個々の課題に応じた生活相談、行政機関等への同行支援、就職支援等を実施します。

(子ども福祉課)

### ■ 当事者の集いや居場所の提供等の促進 【再掲】

- ・ 民間団体の活動への支援を通じ、地域における当事者の集いや居場所の提供等の取組を促進し、地域での生活再建を支えています。

(子ども福祉課)

- ・ 被害者等が、暴力によって失われた尊厳や生きる力を取り戻し、自立していく契機となるような機会を提供できるよう、民間団体等と連携を図りながら講座等を実施します。

(男女共同参画・共生社会推進統括官)

### ■ 効果的な周知・啓発に向けた連携

- ・ 男女共同参画推進センターは、男女共同参画に関する団体など、様々な民間団体と連携を図りながら、DVの防止と被害者の保護に向けた効果的な周知・啓発を行います。

(男女共同参画・共生社会推進統括官)

## 民間団体等と連携した人材の育成

### ■ 研修会等の実施

- ・ DVに関する研修会等については、女性相談支援センターが行う専門的な研修や関係機関による事例検討会等へ民間団体にも参加を呼びかける等、人材の育成を図ります。

(子ども福祉課)

### ■ 民間女性支援団体の立ち上げや活動拡充への支援

- ・ 柔軟で多様な支援を行う民間団体を育成するため、当事者の集いや居場所の提供等を行う民間団体の立ち上げや活動の拡充等に対し支援を進めていきます。

(子ども福祉課)

**【重点目標 17】 苦情の適切かつ迅速な処理体制の整備****現状と課題**

DV防止法において、県、市町村及び関係機関等は、被害者の保護に携わる職員の職務執行に対して、被害者から苦情の申し出を受けたときは、適切かつ迅速に処理するよう努めることとされています。

これまで、配偶者暴力相談支援センター等の被害者支援に携わる関係機関では、相談や支援に対する被害者からの苦情の申し出に対して、適切かつ迅速な対応に努め被害者の人権の保護を図っています。

今後も、被害者の心身の状況等に十分配慮しながら、適切な対応を行うことが必要です。

**苦情の適切かつ迅速な処理****■ 職務の改善及び被害者等への説明**

- ・ 配偶者暴力相談支援センターや警察等各関係機関は、苦情の申し出があった場合には、それぞれの機関における苦情処理制度に基づき、適切かつ迅速な処理を行うとともに、処理結果について申立人に対する説明責任を果たすとともに、必要に応じて職務の改善に反映するよう努めます。

(男女共同参画・共生社会推進統括官、子ども福祉課、警察本部)

## 【重点目標 18】 調査研究の推進

### 現状と課題

DVを防止し被害者の保護を図るためには、被害の実態等について分析を行い、被害者の心身の健康回復の方法及び自立に向けた支援などに役立てるための調査研究を行うことが必要です。

また、DVを防止するためには、被害者の保護だけでなく、加害者更生のための調査研究を行うなど、加害者に向けた取り組みも必要です。

### 被害者保護に関する調査

#### ■ 被害者の相談・保護事例の分析

- ・ 配偶者暴力相談支援センターは、被害者からの相談や保護事例について、秘密の保持や被害者の心情等に十分配慮しながら詳細な分析を行い、DVやデートDVによる被害の実態を把握するとともに、被害者の心身の健康を回復させるための方法の検討及び自立に向けた支援に役立っています。

(男女共同参画・共生社会推進統括官、子ども福祉課)

### 加害者更生に向けた調査研究

#### ■ 加害者への対応についての研究

- ・ 加害者対策については、引き続き国等の動向や他都道府県や民間団体等の取組情報を積極的に収集し、加害者に対する効果的な啓発や加害者の更生を促す対策を検討していきます。

(男女共同参画・共生社会推進統括官、子ども福祉課)



## 5 数値目標

本計画を着実に推進していくため、次のとおり数値目標を設定します。

指 標	現況値	目標値
DV 被害について 誰にも相談しなかった割合	54.2% (R2)	30%以下 (R10)
DV についての認識	50%~80%台 (R2)	全て 80%以上 (R10)
支援者向け研修会の理解度	54.5% (R4)	80.0% (R10)
当事者の居場所づくりに 資する取り組みでの満足度	- % (R4)	80.0% (R10)

以降のページに次の資料を添付し、最終的な計画冊子とする予定です。

今回の審議にあたりましては、資料編は割愛させていただきます。

#### 資料編

1. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
2. 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する関係機関連携協議会設置要綱
3. 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画庁内検討委員会設置要綱
4. DV 被害者支援の主な流れ
5. 相談窓口等一覧